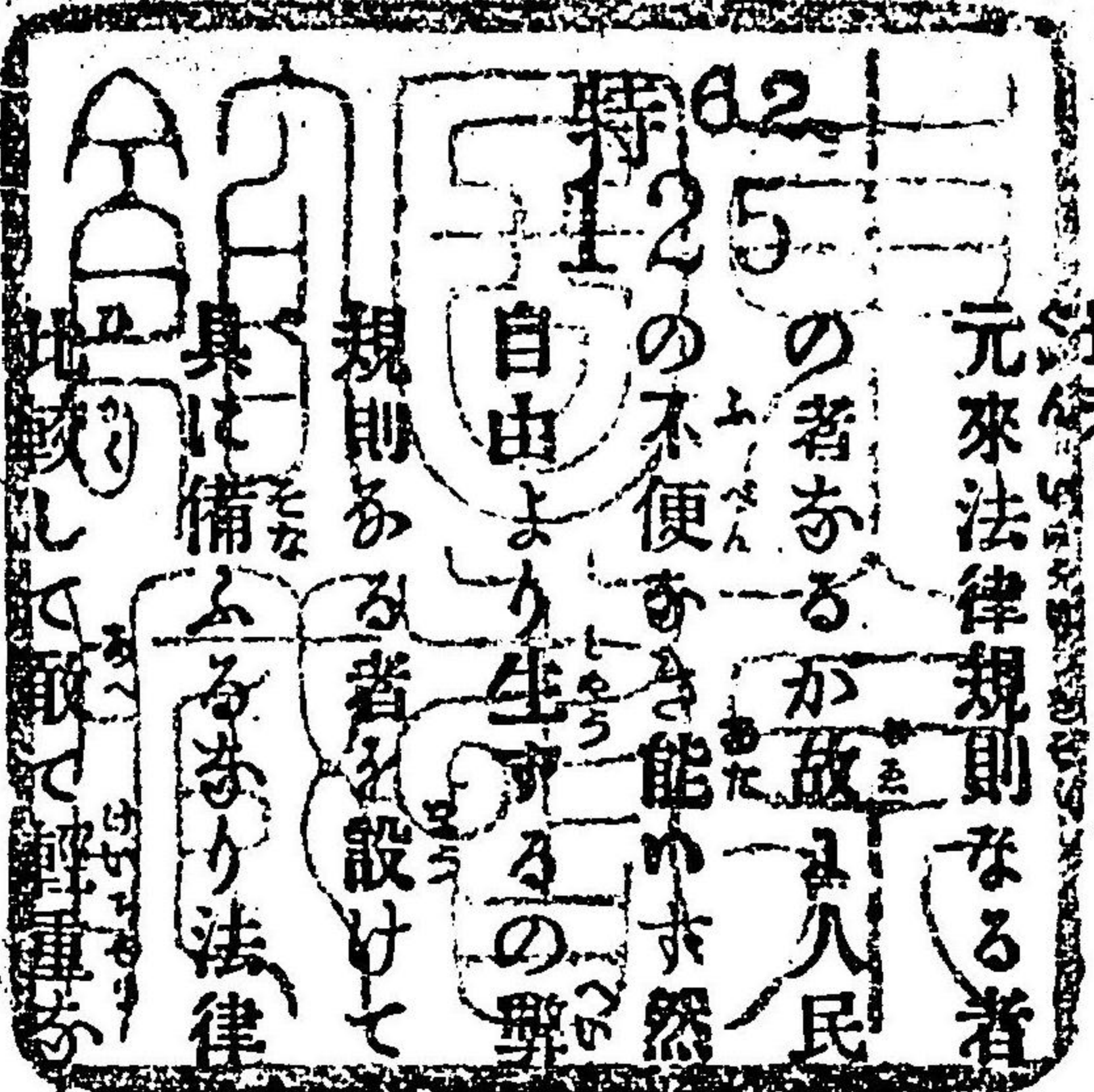


訂 正 增 補  
 條 例 規 則 要 書

商標條例	地租條例	古物商取締條例	質屋取締條例	爲替手形 約束手形 條例	地所質入書入規則	建物書入質規則	建物買賣讓渡規則
民事訴訟 規則	證券印稅規則	郵便條例 人民日用 節畧	徵兵令	徵兵事務 條例	陸軍徵兵 事務條例	陸軍醫官 徵兵檢查 規則	徵兵參考 諸布達

CE  
5  
0231



訂正  
増補  
條例規則要書序

元來法律規則なる者の社會の自由を束縛制限して成れる所の者あるが故に人民に於ては如何ある良法と雖ども亦多少の不便ある能はず然れども若し此法律規則なきに於ては其自由より生ずるの弊害亦擧げて數ふ可らず是に於て平法律規則ある者設計て其自由より生ずるの弊害を防禦するの具に備ふるなり法律より起るの利の自由より生ずるの益と地政して敢て輕重を一と雖ども法律より起るの不便の自由より生ずるの弊害より小あり故に實利上法律規則の設けある可らざるを證す而てし野蠻の時代に在ては未だ法理學

開けざるが故に忽略ある法を制して民に臨むを以て千狀萬態ある社會の法律の外に事の生ずるに由り狹意なる法文と推し強て之れに當つるが故遂に法律の文外に餘意を生ず人民其據る所を知るに由かして雖も漸く文物の開くるに従ひ法律學の進歩一其設く可きの個條の悉皆之を設け人民守る可き者唯だ其法文の内に止り敢て法外に法ありの社會とこそありぬる我邦徳川氏の政權を握るや規則百ヶ條を以て萬船の法とあし其法外に法あり人民の從ふ所と知らざりしも維新以來漸く法理學開け之を命じ之を禁ずる者の其種を別ふし其類を異にし陸續發布し漸く將に半お汗して棟に

充つるお至らんとす故に人民の悉皆之を熟讀すれは其之を命ずる者ど之を禁ずる者どの別を詳知し安樂に此世を渡ることを得可きことになりぬる然るに一步と退て之を考ふるに維新以來の法律規則を悉皆通覽するの一大専門の事業ありて日夜之を事とするも之を知り盡すと能はば常識を廢して之れも從事せざる可らず然らば之を如何して可からんや元々法律規則の悉く人民の知らざる可らざる者ありと雖も其關係の多き者と少き者どの別ありて存するとされば關係の多き者を知り關係の少き者の其事に當て而して後ち法律家お質すも亦敢て晚しとせざるとならん而して刑法治

罪法の人民に於て其關係の多き者あるも是れ其專一の書  
 あるを以て予輩の其他あ於て平常人民の日用の諸規則條例  
 を蒐集し以て聊か人民の便益に供す然れども此他亦日用の  
 規則條例少なからざる可しと雖とも本書に掲載する所の者  
 の其日用中の日用の者よて之れが爲め人民を利する所あり  
 んばあらざるあり聊の序言を述ぶると爾り

明治十八年一月  
 編者 識

○ 目 録

第一章	商 標 條 例	一 丁
第二章	商 標 登 録 手 續	十 一 丁
第三章	地 租 條 例	二 十 四 丁
第四章	古 物 商 取 締 條 例	三 十 三 丁
第五章	質 屋 取 締 條 例	六 十 一 丁
第六章	爲 替 手 形 條 例	六 十 七 丁
第七章	地 所 質 入 書 入 規 則	九 十 九 丁
第八章	建 物 書 入 質 規 則	百 十 二 丁
第九章	建 物 賣 買 讓 渡 規 則	百 十 九 丁
第十章	民 事 訴 訟 用 印 紙 規 則	百 二 十 七 丁

第十一章	證券印稅規則	百三十五丁
第十二章	郵便條例人民日用節畧	百六十一丁
第十三章	徵兵令	百六十一丁
第十四章	徵兵事務條例	百八十七丁
第十五章	陸軍徵兵事務條例	二百六十二丁
第十六章	陸軍醫官徵兵檢査則規	二百八十二丁
第十七章	徵兵參考諸布達	二百九十五丁
目錄畢		

諸民  
必携  
條例規則要書

○商標條例

第十九號

商標條例別冊の通制定—明治十七年十月一日より施行す

右奉<sub>ニ</sub>勅旨<sub>ニ</sub>布告候事

明治十七年六月七日  
左大臣熾仁親王  
農商務卿松方正義

商標條例

第一條 商標ハ農商務省の商標簿ニ登録を経たるものと其  
所有主に於て登録の日より十五年間之を專用するの權を  
有すヘー

○商標條例

○商標條例

二

第二條 商標を専用せんと欲する者の其願書に見本並に明細書を添へ登録を願出づ可し其明細書より商標の説明用方并其商品の名目種類を詳記すべし其登録を経たる者の登録證を下付すべし

第三條 商標の登録を願出づる者あるとき願書の日附より二ヶ月間之を留置其間之を牴觸すべし願書到達せざれば之を登録可し

若し二人以上同一又の相紛らひしき商標を同一種類の商品に専用せんが爲め登録を願出づる者あり牴觸するときは其願書日附の後ある者を却下す其日附同下の者の其願

之を却下す可し

第四條 登録商標の農商務卿に於て衆庶の觀覽に供する爲め便宜の方法を定むべし

第五條 左の商標の登録を願出づることを得ず

- 一 已に登録せる商標と同一又の相紛らひしき商標にして同一種類の商品に用ふる者
- 二 地名名家號會社名のみを以てする者又の商品普通の名稱或は内外國の旗章のみを以てする者
- 三 同業者普通に用ひ又の商業上慣用せる目印を以てする者

○商標條例

三

○商標條例

四

四 新あらたしし用ようする商標にて本條例發布以前より現げんし  
使用者ある商標と同一どう又またの相紛あひまらいしき商標を同  
一い種類しゆるの商品に用ふる者

第六條 登録商標主其専用年限中轉籍轉居又またの氏名へんくわんを變換  
したるとき及廢業はいげふし又またの休業きうぎふ一ケ年間い及及びひたるとき  
三ヶ月以内に之を届出づ可べし

第七條 登録商標専用年限中其相續者さうそくしやに於て其業げふを相續さうそく  
たるとき三ヶ月以内に之を届出可べし

第八條 登録商標主其商標の専用權せんようけんを他人たにんに讓與じやうい又またの分與  
せんとするとき更に其登録とうろくを願出づ可べし但専用年限たの

最初登録の日より通算つうさん可べし

第九條 登録商標と他の種類しゆるの商品けんみんを兼用けんよう若くは轉用てんよう又  
之を改正かいせいせんとするとき更に其登録さうを願出つ可べし  
前項の場合に於て第三條よつに依て處分いよん可べし

第十條 登録商標専用満期まんきの後之を續用ぞくようせんとする者まの満  
期ま三ヶ月前きより更に其登録さうを願出づ可べし

第十一條 登録證を毀損遺失きそんわしつしたるとき其再渡さいたふを願出づ  
可べし

第十二條 商標を登録せし後第五條に觸れ又またの登録願書及  
見本明細書めいさいしよと相違さうゐの事實あることを發見はつけんしたるとき其

○商標條例

五

○商標條例

六

登録無効<sup>ひかたう</sup>と歸し<sup>き</sup>登録證を返納せしむ可<sup>へんかふ</sup>

第十三條 登録商標主<sup>そのげん</sup>其業を廢し<sup>はし</sup>たるるときは廢業の日より其專用權<sup>そのせんようけん</sup>を失<sup>しん</sup>す休業三ヶ年に及ぶ者亦同じ

第十四條 商標の登録を願出する者<sup>ま</sup>の左<sup>ひだり</sup>の手續料<sup>てきつりう</sup>を納む可<sup>おさ</sup>し但願書を却下するときは之を返付す

一 商標一個に付金拾圓但一商標を數種の商品に兼用<sup>いやくへうこ</sup>若<sup>もし</sup>くは轉用する者<sup>そのしようひん</sup>の其商品一種ごと<sup>しゆ</sup>に金五圓を加<sup>くわ</sup>ふ

二 商標の讓與分與又<sup>いやくふん</sup>の改正<sup>かうせい</sup>を願出づる者及滿期續用<sup>おとひまひきぞくよう</sup>を願出づる者<sup>ま</sup>の商標一個に付金五圓

三 登録證の再渡<sup>どうめくしやう</sup>と願出づる者<sup>ま</sup>の商標一個に付金一圓

第十五條 登録商標主<sup>そのせんようげん</sup>其專用權<sup>おま</sup>を侵<sup>あか</sup>されたるるときは之を告訴<sup>あらしやう</sup>し並要償<sup>あらしやう</sup>の訴<sup>たへ</sup>を爲すことを得

第十六條 登録商標を偽造<sup>ぎざう</sup>して使用したる者<sup>ま</sup>の一月以上一年以下の重禁錮<sup>じゆうきんこ</sup>に處<sup>しよ</sup>し四圓以上四十圓以下の罰金<sup>ばつぎん</sup>を附加<sup>ふか</sup>す其盜用<sup>とうよう</sup>したる者<sup>ま</sup>の一等<sup>とん</sup>を減<sup>げん</sup>す

第十七條 登録商標を相紛<sup>あひま</sup>らひしき商標を造りて使用したる者<sup>ま</sup>の十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第十八條 第十六條第十七條の違犯<sup>あひん</sup>を係<sup>か</sup>る商標を付したる

○商標條例

七



○商標條例

商品を情を知て販賣したる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第十九條 第十六條第十七條第十八條の場合に於ては仍は違犯の商標を没収す其商品と分離すべからざる者の商品を破毀せしむ

第二十條 詐偽の所爲を以て商標の登録と得及商標の登録を詐稱したる者の十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二十一條 第六條第七條の届出を其期限内に爲さざる者の一圓以上一圓九十五錢以下の料金を處す

第二十二條 此條例を犯したる者よ刑法の數罪併發の例を用ひす

第二十三條 第十六條より第十八條に至るの罪の登録商標主の告訴と待て其罪を論ず

第二十四條 登録商標主告訴を爲したるときは裁判官に於て假に其告訴に係る商標を附したる商品の發賣を停止することを得

附則

本條例頒布以前使用する商標を専用せんと欲する者の本條例施行の日より六ヶ月間に於て其登録を願出づべし其

○商標條例

○商標條例

十

願書ねがひしょハ本條例施行の日より八ヶ月間之ヲ留置とめおス其間之と  
抵觸ていしよくス可べク願書到達うたつセざレハ之と登録ス可べク  
若もシ二人以上同一又ハ相紛かひまきラハ一々商標を同一種類しゆノ商  
品せんりやう又専用せんが爲め登録を願出づる者あり抵觸ていしよくスるとき  
ハ其願書日附せんとノ前後いに拘かハらず農商務卿のうしやうむきやう於お於おて其商標の  
使用最久しやうじゆうしきと認定にんていスるものを登録して其他そなたを却下きやくかすべ  
し

本條例第三條に依り處分ぐわんしよすべき願書のと雖も本條例施行の  
日より八ヶ月間之を留置附則第一項に從したがひ願出づるもの  
に抵觸ていしよくスるときハ出願書日附そのねがひしょひつひノ前後か又拘かハらず之と却下  
す

す可べク

前二項ぜんにこうの場合ばあひに於おて願書を却下するときハ其手數料てきうれうを返かへ  
す

第十三號

今般商標條例制定候こんぱんハ付商標登録手續別冊べつこつの通り相定む  
右布達候事

明治十七年六月七日  
左大臣熾仁親王  
農商務卿松方正義

商標登録手續

第一條 商標くわんハ關か關かんする願書ねがひしょハ屈書まがしよハ都地方廳とてちばちやうを經農商務省  
ハ差出可さしだし

○商標登録手續

十一

○商標登録手續

十二

第二條 商標の登録を願出づるときは商標見本五枚及手数料を添願書並明細書各二通を差出べし

第三條 一箇の商標を二種以上の商品に用ひんが爲め又は二箇以上の商標を一種の商品に用ひんが爲め登録を願出づるときは其商品一箇又ハ商標一箇毎に各別の願書及明細書を差出すべし

第四條 條例第七條に據り相續を届出るとき其死亡後相續する者ハ相續者並身元詳なる證人二名以上連署し其生存中の相續するものハ登録商標主相續者連署すべし

第五條 條例第八條に據り讓與分與を願出るときは讓主讓受主連署し讓主より登録證並約定書寫及手数料を添へ願書二通並明細書(讓與願及分與願にハ三通)を差出すべし

其登録を経たるときは分受人に別に分受登録證及明細書を下付し分與人又ハ讓受人に前登録證及明細書に裏書檢印して之を下付すべし

第六條 條例第九條に依り登録商標の轉用兼用を願出づるときは第二條に準據すべし

第七條 條例第十條第十一條に依り商標の續用及登録證の

○商標登録手續

十三

○商標登録手續

再渡またと願出づるときは手数料を添へ願書二通を差出すへし

第八條 登録願書を却下するときの理由を指示すへし

第九條 登録商標主の其商標の彩色を適宜變換することを得

第十條 登録商標主の農商務省の指揮に隨ひ商標又の其寫

書を標商證下付の日より三十日以内に差出す可し

第十一條 登録商標と使用する商品の種類を定むること左の如し但願人に於て其種類を判知し難きもの農商務省に於て之を判定すべし

商品の種類

第一種

化學品及藥劑 酸類 鹽類 「アルカリ」漂白粉

護膜 樹脂 膠 燐 石鹼 酒精 「グリセリン」

「ギナエン」「モルヒネ」 丁幾劑 舍利別

第二種

煎劑 丸藥 膏藥 藥油 麝香 丁子等

染料及顔料 藍玉 藍靛 紫根 紅 朱 丹

綠青 燒青 洋靛 白粉 胡粉 藤黃等

第三種

塗料 漆 仮漆 「ペンキ」 澁 靴墨等

第四種

香料及燻料 香油 髮膏 香袋 香水 炷香

線香煉香等

○商標登録手續

○商標登録手續

十六

第五種

金屬及其半加工品 銑鐵 鍛鐵 鋼鐵 條鐵  
鐵葉 鐵板 銅 銅板 銅鐵線 鉛 鉛板 亞鉛  
亞鉛板 錫 合金等

第六種

金屬ノ製品 鑄物 打物 彫鏤品及編物等

第七種

利器及尖刀器 鎌 鋸 鑿 錐 針 釘  
剪刀 小刀 剃刀 庖丁 鷹嘴等

第八種

貴金屬及其製品（アルミニウム金ニツケル銀の製  
品も此中ノ屬す）黃金 銀 四分一 紫銅其他貴  
金屬の合金鍍品及彫鏤品等  
珠玉及其彫鏤品及珊瑚珠 眞珠 瑪瑙 水晶

第九種

礦物類（但石炭ハ第五十一種ノ屬す）  
黃玉 碧玉等及其模造品

第十種

石材及其製品並彫鏤品 石板石 大理石 砥石  
石器等及其模造品

第十二種

漆喰類 漆喰「セメント」石膏等

第十三種

陶磁器類 諸種ノ陶磁器 土器 坩堝 瓦 煉  
瓦石等

第十四種

七寶燒

第十五種

玻璃及其製品 玻璃壺 玻璃管 彩色玻璃等

第十六種

機械類 紡績機 裁縫機 製糖機 印刷機械其

○商標登録手續

十七

○商標登録手續

他諸製造機械蒸溜の機關及鐘等

第十七種

農工器具 鋤 鋏 唐箕 熊手 釘拔 鉄鎚  
繩墨等

第十八種

學術上の器械類 理化學 醫術及測量等ノ器械

第十九種

度量 權衡

第二十種

運送用の車類 荷車 馬車 人力車 自轉車等

第二十一種

樂器 琴 三味線 胡弓 笛等

第二十二種

時計及鐘附屬品

第二十三種

銃砲 彈丸 火藥 烟火類

第二十四種

蠶種紙 繭

第二十五種

真綿及木綿綿

第二十六種

生糸 絹絲及天蠶絹 (琴絲金絲銀絲等も此中に屬す)

第二十七種

綿絲

第二十八種

毛絲

第二十九種

麻絲

第三十種

絹織物

第三十一種

木綿織物

第三十二種

毛織物

第三十三種

麻織物

○商標登録手續

○商標登録手續

第三十四種

絹綿麻毛外の織物及各種の交織物

第三十五種

絲類の編物及組物 レース 打紐 網等

第三十六種

被服 諸種の衣服 織物製帽子 手套 足袋

第三十七種

織物製雨衣 袴 目利安等  
醸造物及飲料 諸種の酒 酢 醬油 密柑水

第三十八種

曹達水等  
砂糖 諸種の砂糖 糖蜜 蜂密等

第三十九種

菓子及麩包類 干菓子 蒸菓子 掛け物 西

第四十種

茶及咖啡類

洋菓子 飴 砂糖漬等

第四十一種

煙草類

第四十二種

穀菜種子及菓物類 五穀 蔬菜 蕁 菓實

種子 根株等

第四十三種

挽粉澱粉及其製品 諸種の挽粉 澱粉 麩類

湯波 蒟蒻 凍豆腐 凍蒟蒻等

第四十四種

味噌 蜜物及漬物類

第四十五種

肉類海草の貯藏 鯉節 鰯 乾鮑 海苔 昆

布 佃煮 罐詰 雲丹 諸種の鹹製品等

第四十六種

牛乳製品 凝乳 乳油 乳餅 乳粉等

第四十七種

煙具及袋物 諸種の煙管 煙袋 管筒 懐

○商標登録手續

○商標登録手續

中物等

第四十八種

紙及製品 諸種の紙 色紙 短冊 擬革紙

第四十九種

油紙 澁紙 書簡筒 張文匣 一開張 元結等

第五十種

筆墨類 筆 墨 朱墨 印肉 墨汁 石筆

第五十一種

鉛筆 洋筆等

第五十二種

皮革及其製品 馬具 革包 文匣 革帶 靴等

第五十三種

燃料 諸種の炭 附木 摺附木 燈心等

第五十四種

油蠟類 諸種の油 蠟 蠟燭 脂肪等

第五十五種

肥料 干鰯 鮭粕 油粕 骨粉等

第五十六種

木竹材

第五十七種

木竹藤製品及其漆塗蒔繪品類 指物 挽物

第五十八種

曲物 桶類 編物 組物等

第五十九種

角甲牙類の製品

第六十種

葉及草の製品 壘表 筵 編笠 繩 麥藁細工等

第六十一種

傘杖及履物諸種の傘 杖 下駄 草履 鼻緒等

第六十二種

扇子及團扇

第六十三種

提灯及「ランプ」類

第六十四種

齒磨及洗粉

第六十五種

刷子類

第六十六種

玩具類 花簪 鞠 碁 將棋 人形 獨樂

○商標登録手續



○商標登録手續

揚弓 押繪 造花 骨牌等

第六十四種 錦繪及寫真類

第六十五種 書籍新聞紙雜誌類

商標條例 尾

○地租條例

太政官布告第七號

地租條例別冊の遷制定一明治六年(七月)第二百七十二號布告地租改正條例及地租改正に關する條規其他本條例に抵觸する者の廢止す

但東京府管轄伊豆七島小笠原島函館縣沖繩縣札幌縣根室縣の當分從前の通たるべし

右奉ニ 勅旨一布告候事

明治十七年三月十五日

太政大臣三條實美  
大藏卿 松方正義

地租條例

第一條 地租の地價百分の二箇半を以て一年の定率とす

但一 本條例の地價と稱するの地券又掲たる價額を謂ふ

第二條 地租の年の豊凶に由りて増減せず

第三條 有租地を區別して二類と爲す(第一類) 田、畑、郡

村宅地、市街宅地、鹽田鑛泉地 (第二類) 池沼、山林、原

○地租條例

○地租條例

二十六

野、雜種地、第一類中又ハ第二類中の各地々目變換する者ヲ地目變換ト謂フ第二類地ニ勞費を加ヘ第一類地ト爲すものと開墾ト謂フ第一類地又ハ第二類地の山崩、川欠、押堀、石沙入、川成、海戒、湖水成等の如キ天災ハ罹リ地形を變じたるものを荒地ト謂フ

第四條 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用惡水路、溜池、堤塘、井、溝及び公衆の用に供する道路ハ地租を免す

第五條 土地の丈量ハ曲尺を用ひ六尺を間ト爲し方一間を以て步ト爲し三十步を畝ト爲し十畝を段ト爲し十段を町ト爲す但市街宅地ハ方一間を以て坪ト爲し十分一を合ト

爲し合の十分一を勻ト爲す

第六條 開墾後下年期明荒地免租年期明にて地價を定むるとき又ハ地目變換するときハ地盤と丈量す

第七條 地價ハ地目變換又ハ開墾に非ざれば修正せず

第八條 一般ニ地價の改正を要するときハ前以て其旨を布告すべし

第九條 地價ハ其他の品位等級を詮定し其所得を審査し尙其土地の情況ニ應じ之を定む

第十條 地目ト變換するときハ之を地方廳ニ届出べし地價ハ其地の現況に依り之を修正す

○地租條例

二十七

○地租條例

第十一條 免租地を有租地と爲さんとするときの地方廳の許可を受くへし地價の其地の現況に依り之を定む

第十二條 地租の地券記名者より徵收す  
但質入の土地の其質取主は於て之を納むべし

第十三條 有租地と公立學校地、鄉村社地、墳墓地となす時其地租の許可を得し月分より月割を以て之を免す用惡水路、溜池、堤塘、井溝、公衆の用に供する道路となすとき其地租の其地工事着手の月分より月割を以て之を免す免租地と有租地となすとき其地租の許可を得し翌月分より月割を以て徵收す

第十四條 地目變換の其地價修正の年より修正地價に依て地租を徵收す

第十五條 開墾地の鍍下年期明荒地の免租年期明の翌年分より更正地價より依り地租を徵收す

第十六條 開墾をなさんとするときの地方廳の許可を受くべし開墾地の十五年以内の鍍下年期を許可す  
但年期中と原地價に依り地價を徵收す

第十七條 鍍下年期中當初の目的を改め他の地目に變する時之を地方廳より届出べし此場合に於ての直に其地價を定め又の更正鍍下年期を許可する事あるべし

○地租條例

○地租條例

第十八條 鐵下年期明いたふいた至り開墾の成功せいこうに至らざる者の更あらたふ十五年以内鐵下繼年期くわしたけいねんきを許可きよかす

第十九條 鐵下年期明のとき其地價を修正す若し其開墾當初たうしゆの目的を達せつせず他の地目に變ずるもの其他の現況げんきやうに依より地價を修正しうせいす

第二十條 荒地くわうちの其被害そのひがいの年より十年以内免租年期めんそと定め年期明いたに至り原地價かを復かす

第二十一條 免租年期明めんそねんきに至り其地の現況地價げんきやうに復かし難がたき者の十年以内七割以下の抵價年期ていひねんきを定め年期明いたに至り原地價かを復かす

第二十二條 抵價年期明ていひねんきに至り尙ほ原地價げんきやうに復かし難がたき者及び免租年期明めんそねんきに至り原地目げんちもくに復かせず他の地目ちめいが變へんずる者の其地の現況に依より地價を定さむ

第二十三條 免租年期明めんそねんきに至り尙ほ荒地くわうちの形狀けいじやうを存ぞんする者の更あらたふ十年以内免租繼年期めんそけいねんきを定さむ其年期明めんそねんきに至り尙ほ原地價げんきやうに復かし難がたき者の第二十一條第二十二條に依より處分しよぶんす

第二十四條 川成、海成、湖水成にして免租年期明めんそねんきに至り原形げんけいを復かし難がたき者の更あらたふ廿年以内免租繼年期を許可きよかす其年期明めんそねんきに至り尙ほ原地目げんちもくを復かせず他の地目ちめいが變へんせざる者の川海湖くわみづうみが歸きする者とし其地券そのちけんを還納くわんたふしせむ

○地租條例

○地租條例

第廿五條 土地を欺隱し地租を遁脱するものハ四圓以上四十圓以下の罰金處し現地目に依り地價を定め欺隱年間の地租を追徴す

但地租改正の初年に溯ることを得ず

第廿六條 第十一條第十六條を違犯する者の三圓以上三十圓以下の罰金に處す其免租地と有租地と爲し又の開墾を爲すことを許可すべき者の現地目により地價を定め其地租増額を追徴す

但地租改正の初年に溯ることを得ず

第廿七條 第十條第十七條を違犯する者の一圓以上一圓九

十五錢以下の料料に處す

第廿八條 第廿五條以下の所犯借地人小作人の所爲に係り所有主其情を知らざるときハ其借地人小作人を罰し地租の所有主より追徴す

第廿九條 第廿五條第廿六條第廿七條第廿八條の刑に當る者自首するるときハ其罰金料料と免す  
但し其追徴すべき地租ハ仍は之を納むべし

地租條例 畢

○古物商取締條例

○古物商取締條例

○古物商取締條例

第五拾號

古物商取締條例別冊の通制定明治十七年二月一日より施行す  
右奉ニ勅旨ニ布告候事

明治十六年十二月廿八日

太政大臣三條實美  
内務卿 山縣有朋

別冊

古物商取締條例

第一條

古物商との古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、漬  
金銀を賣買する營業者と云ふ

袋物屋、小間物屋、籠甲屋、時計屋、鋸屋、箔打屋、煙管屋よ  
して其營業に属する古物を賣買交換する者及び刀劍商の  
此條例に準據すべし

第二條

古物商の管轄廳（東京府の警視廳）の免許を受べし

第三條

古物商品物を賣買し又の交換したるときは警察官  
に於て其物品及び賣主讓主を調査するに差支なき様簿冊  
に記載し且買主讓受主を詳記することを得たるときは之  
を記載すべし

第四條

身元詳あらざる者より物品を買取り又の交換す  
ることを得ず但し身元詳なる者其證人たるるときは又の警察  
官若くは巡查の認可を受けたるるときは此限あらず

第五條

十五年未滿の者白痴癲癩者及び雇人（雇主の家に  
ある者）より物品を買取り又の交換する事を得ず但父母

○古物商取締條例

○古物商取締條例

三十六

後見人ごけんし雇主こしほぬし又の身元詳みもとかる者其證人しやうじんたる時とき此限こゝ非あらず  
官廳くわんてい町村學校病院社寺會社の印章いんしやう記號きごうある物品ぶつひんの其實そのじつ却  
し得えへきことを證明しやうめいする證人しやうじん二名以上あるよ非あらざれい之  
を買取かひとり又の交換かうかんすることを得す

前二項ぜんにきやう違背ゐはらしたる者の警察官けいさつ官の命めいにより無代價むだいかよて物  
品ぶつひんを取戻とりもどさるゝことあるべし

第六條 古物商こぶつしやうの營業者えいぎやたるしからざると否いなとを問とひす盜罪たうざい詐欺取財  
の罪又の刑法けいふ第三百九十九條第四百一條の處斷しよはんを受けた  
る者しやうじんより物品ぶつひんを買取かひとり又の交換かうかん及び寄藏きざうするときの警  
察官けいさつ官の許可きよかを受くべし違たがふ者しやうじんの一月以上三年以下の重禁ぢゆうきん

錮こ又の三拾圓以上三百圓以下の罰金ばつぎんよ處す

第七條 古物商こぶつしやうの自宅じたく又の許可きよかを受けたる市場いちば及び賣主讓  
主うりぬしの居宅あたくの外ほかに於て物品ぶつひんを買取かひとり又の交換かうかんすることを得ず

第八條 刀劍たうけん又の之これを仕込こたる器具きうぐの身元詳みもとあらざる者及  
ひ盜罪たうざい賭博たかの處斷しよはんを受けたる者よ賣渡讓渡うりわたり又の露店ろてん及  
び路傍ろばうに於て賣渡讓渡うりわたりすることを得ず

第九條 古物商物品こぶつしやうぶつひんを他府縣たふけんに運送うんそうせんとするとき又の他  
府縣ふけんより受取うけとりたるときの其物品ぶつひんの目錄もくろくを所轄警察署しよかつに  
届出とどめし警察官けいさつ官の時宜ときぎに依り荷作にづくりを解き物品ぶつひんと検査けんさし  
之これを差押さしおふることあるべし但費用たんとしやうの届人とどめ之これを擔當たんとうすべし

○古物商取締條例

三十七

○古物商取締條例

第十條 贓物の品觸あるときその到達したる年月日時と其品觸寫書に附記すべし

第十一條 品觸到達以後一年内は類似の物品を買取り又の交換し及び寄藏したるとき若くは其以前に得たるまゝ所持したるときは直に所轄警察署に届出づべし若し届出でせいで其理由を辨解する事能ざる者の第六條の刑と同ト

第十二條 物品の買取交換を記載したる簿冊及び品觸寫書は十年間保存すべし若し亡失したるときは直に所轄警察署に届出づべし

第十三條 警察官の何時たりとも古物商の店舗に臨み物品及び簿冊の検査を爲し時宜に依り其物品を差押へ又の時々簿冊を差出さしめ之を検査することあるべし古物商の之を拒むことを得ず

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條に違背し又の詐偽の届出を爲したる者の貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十五條 第六條第十一條第十四條及び刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる古物商の管轄廳（東京府の警視廳）に於て三月以上三年以下の特別取締に附することを得

○古物商取締條例



○古物商取締條例

四十

第十六條 特別取締に附せられたる者の尙左の項目に従ふ

ベ一

- 一 物品と買取り又の交換したるとき其賣主讓主の住所氏名年齢及び物品の形状（徽章番號編號摸樣損所の類を云ふ）價額年月日時を簿冊に記載すべし
- 二 出前日没後の物品を買取り又の交換し及び寄藏する

三 營業者にあらざる者より物品を買取り又の交換したるとき其物品を原狀の儘五日間保存すべし

四 物品を賣渡し又の交換したるとき其物品の形状價額

年月日時を簿冊に記載し且買主讓受主の住所氏名年齢を知り得たるとき之を記載すべし

五 毎月一度物品賣買交換の簿冊を所轄警察署に差出し其検査を受くべし

六 住所を移轉し又の旅行し又の他人を寄泊區居せしめん

とするとき其所轄警察署の認可を受くべし

第十七條 前條に違背したるもの三圓以上三百圓以下の罰金に處す

第十八條 特別取締に附せられたる者第六條第十一條第十四條第十七條に依り罰金に處せられたるとき其直よ之を

○古物商取締條例

四十一

○古物商取締條例

四十二

納完せしむ若し納完せざる者の留置せらるゝとあるべし

第十九條 古物商一年内に此條例を再犯したるときは行政の處分を以て其營業を禁止し又ハ停止することを得

第二十條 此條例を犯したる者に刑法の數罪併發の例を用ひす

第二十一條 此條例を犯して買取り又ハ交換したる物品贓物に係るものの營業者ニ依ると否とを問はず警察署に於て之を追徴して被害者は還附すへし若し被害者知れざるるときは之を留置し一年の後官没す

第二十二條 商業上に附てハ家屬又ハ雇人の所爲と雖も營

業者其責に任すべし

第二十三條 此條例を施行する方法細則ハ警視總監府知事(東京府を除く)縣令に於て便宜取設け内務卿に届出つべし

警視廳甲第五號 明治十七年一月二十五日

古物商取締條例第二十三條に依り細則左の通之れを定む

右布達候事

古物商取締條例細則

第一條 古物商の免許を得んとする者の其願書に組合取締加印の上區ハ區長郡ハ戸長の奥印を受け正副二通を警視

○古物商取締條例

四十三

○古物商取締條例

四十四

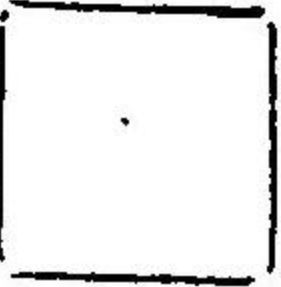
廳へ差出すべし但特別取締中廢業したる者又ハ廢業する  
と否とを問ハす其商家に同居する者其期限内ハ免許せざ  
るものとす

第二條 属籍住所氏名を轉換し又ハ廢業したるときハ第一  
條の手續より依り警視廳へ届出可し但便宜書留郵便を以て  
するも妨げ無し

第三條 古物商ハ警察署一管内を一組とし各種類毎に組合  
と設け正副取締を置き諸事取締を爲す可し但組合ハ人數  
の多寡より依り警視廳の認可を受け他の警察管内と合併す  
るを得

第四條 古物商ハ左の看板と製し取締の烙印を受け之を店  
頭に掲ぐべし但廢業したる時ハ取締より於て其烙印を消滅  
すべし

第四圖

何商	組合取締の烙印	住所
		屋號
		氏名

長さ一尺五寸

第五條 取締ハ組合名簿を製し住所屋號氏名年齢を記載し  
實印を取り置く可し

第六條 取締ハ取締に關する諸達及び贖物の品簿等組合中  
へ送達し証印を取り置くべし但し品簿ハ品簿發布手續に

○古物商取締條例

四十五

○古物商取締條例

四十六

依り送達すべし

第七條 古物商ハ左の各種の帳簿を製し置く可し但し品觸簿を除くの外新調の都度所轄警察署の檢印を受く可し

第一 物品買入明細帳 此帳簿にハ物品買入又ハ讓受

けたるとき第一號書式に準じ記載すべし但條例第四條但書及び第六條の場合ハ於て警察官の認可若クハ許可を得たるるときハ其檢印を受くべし第二項第三項モ亦同ト

第二 物品賣渡明細帳 此帳簿にハ物品賣渡し又ハ讓渡したるとき第二號書式に準じ記載すべし

第三 物品預帳 此帳簿にハ物品を預りたるるとき第三號書式に準じ記載す可し

第四 品觸帳 此帳簿にハ品觸到達しふる年月日時を記入し散逸せざる様順次綴り置くべし

第八條 古物商ふして庄店又ハ露店(刀劍商を除く)にて販賣若クハ行商をかさんとする者ハ第一條の手續を以て左の雛形の木札を製し警視廳の檢印を受け床店及び露店に於て店頭に標出し行商ハ之れを顯に携帯すべし若し雇人として本業をなさしむるときハ尙雇人の氏名年齢を記載す可し但廢業したるときハ第一條の手續により警視廳

○古物商取締條例

四十七

○古物商取締條例

に届出鑑札の消印を乞ふ可し

鑑札雛形

雇人の携帯する鑑札の  
雇主氏名を肩書すへし

何商	警視廳檢印	住所
		屋號
		氏名
		行商 〔 〕 七寸
		〔 〕 巾二寸五分
		〔 〕 露店 及 〔 〕 一尺二寸
		〔 〕 巾四寸

第九條 古道具及古銅鐵商の類にして物品を買廻るときは其物品を顯へし携持すべし

第十條 商品を他府縣に運送せんとするときは一日前（特別取締に付せられたる者の三日前）又他府縣より受取り

たるときは到着後一日以内は所轄警察署へ届出可し

第十一條 他府縣に運送する荷物に差立人及び請取人の住所氏名并其物品の類名を標記すべし

第十二條 此規則に違反したる者古物商取締條例に明文あるの外は違警罪の刑に處せらるべし

第一號 物品買入明細帳書式  
朱書

書式中其物品及び住所氏名等を他日辨明すると得る者の慣例に依り屋號又は符牒等を用ゆるも妨げなし但特別取締中の者は此限をあらす

○古物商取締條例

○古物商取締條例

五十

何郡何村何番地  
何區何町何番地

賣主(又ハ)讓主 氏名

(特別取締に付せられたる期限)  
内の年齢を記入すへし  
本人身元詳あらざるときハ別  
に身元詳ある證人を立其住所  
氏名を別記すへし

何年月日 (特別取締に付せられたる期  
限内の時刻を記入すへし)

價金何拾圓也

何枚

一何色羽二重紋付男小袖

但紋丸の中に何々何ヶ所  
裏何色袖口何

價金何拾圓何錢也

何枚

一何色縮緬女小袖

但紋何何ヶ所  
但胴裏裾何袖口何

價金何百何圓也

何箇

一金側片硝子懷中時計

但器械何何國製  
但番號何萬何千號附屬品何

價金何拾何圓也

全

一黒塗八寸重箱

但金箔にて何々の紋付  
又ハ何々の蒔繪あり

幾品

第二號 物品賣渡明細帳書式  
讓

朱書

書式中其物品及び住所氏名等記載方の第一號書式朱書の

○古物商取締條例

五十一

○古物商取締條例

五十二

例又全<sup>かな</sup>ト但條例第三條第十六條第四項に依り買主讓受主<sup>かひぬし</sup>の住所氏名等知り得たる時<sup>おき</sup>の之と記載すべし

何郡何村何地番

買主(又ハ)讓受主 氏 名

何年月日(特別取締に付せられたる期限内の年齢をも記入すべし)  
時刻をも記入すべし

價金何拾何圓也

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

價金何拾何圓也

一黒塗八寸重箱

何

前同

一何々

幾品

第三號 物品預り帳書式

何郡何村何番地

預々主

氏 名

(條例第六條に依り警察官の許可を受け物品を預りたる)とさの其旨を記入すべし

何年月日

一何色羽二重紋付小袖

但火盜難保護の爲の預る

○古物商取締條例

五十三

○古物商取締條例

五十四

一 黒塗八寸重箱

但何々の爲め預る

一 何々

○幾品

第四號 他府縣下運送品届書式

記

一 古着荷物

何箇

一 古道具類荷物

何箇

但何縣下何國何郡何村氏名(エ送り)荷

右荷物何便を以て何月何日(差立)候間(特別取締に付せ)  
府縣下物品を運送せんとする(到着)に付せ  
とさし其物品明細書を添ゆ可し(此段御届候也)

何郡何村何番地

年月日

何商

氏

名印

何警察署

御中

○諸布達類

警視廳甲第六號

明治十七年一月廿五日

今般古物商取締條例公布相成候に付てハ明治九年(十一月)

甲第八號布達八品商取締規則來る二月一日より廢止す依て

其鑑札(けんさつ)ハ同月十五日迄ハ當廳(へんなか)へ返納すべし

右布達候事

○甲第七號

明治十七年一月廿五日

○古物商取締條例

五十五



○古物商取締條例

五十六

今般甲第六號布達を以て八品商取締規則廢止候處質屋營業者（質屋、質屋営業）の儀ハ従前之規則を遵守し警察署一管内限り組合（組合）を設け其組合中より正副取締を置き諸事取締をなすべし  
右布達候事

○全乙第三號

明治十七年一月廿五日

區役所 戶長役場

今般古物商取締條例細則施行候に付てハ古着刀劔及古道具（古着、刀劔、古道具）古銅鐵商の内より各正副取締をあるべきもの五名其他ハ二名つゝ同業中に於て公擲の上其人名來る二月十日迄に可届出尤其人名の内を以て更に投票せしめ正副取締員を定むハ

し若し不適當と認むるときハ更ニ改撰を命する儀も可有之

候其旨營業人へ告示すべし

右相達候事

全甲第八號

明治十七年一月廿八日

古物商取締條例細則第三條に依り正副取締撰定候迄ハ元八品商頭取に於て該事務擔當すべし

右布達候事

○明治十七年二月二日警視總監より全廳第一局第二局及び各警察署へ第八號第九號を以て左の通り達せらる

品鑑發布順序左の通り之を定む

○古物商取締條例

五十七

○古物商取締條例

五十八

品觸順序

第一條 警察署に於て盜難届二通受けたるるときは其一通を馬車便又は郵便を以て第一日分を翌日正午迄に第二局へ送付すべし（但書面なき場合と雖も品觸を要する者と認むるときは書記の上本文の手續を爲すべし）

第二條 第二局に於て之を受けたるるときは二十四時間内に其物件の著明あるものを抜萃類別して印刷に付す其印刷時間も亦三十四時内とす

第三條 印刷終りの一面の各警察署へ郵便又は馬車便を以て送付し一面の古物商取締へ下付し品觸發布手續に依り

配付せしむ

第四條 品觸証印帳の返付を得たるるときは其配賦の時間を調査し順次編冊し後證に供すべし

品觸發布手續  
旨相達候事  
別紙

品觸發布手續

第一條 品觸の第二局より古物商毎戸一部の宛を以て取締り下付す取締り於ては遅くも區の三十六時間郡の三日間内は組合中に配賦すべし但該印刷の費用は月末取締り於

○古物商取締條例

五十九

○古物商取締條例

六十

て取纏第二局へ納むへし

第二條 品物しなものの配賦はいふはと請けたる古物商こぶつしやうの品觸證印帳しなぶれしやういんちやうへ到着の日時しよと記し署名捺印すへし

第三條 配賦終れはいふはの取締に於て品觸證印帳しなぶれの末尾に組合中に配賦遺漏めろうなき旨と記し署名捺印し二十四時間内よ第二局へ返納へんなくすへし但書留郵便かよとめゆうびんを以てするも妨ままたげあし

證印帳書式

第何號品觸しなぶれを配賦す之れお到着たうちやくの日時しよを記し署名捺印す

へし

年月日

何日何時何分 何 某 印

、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

右の通配賦はいふはし遺漏無之候めろうこれなく

取締 何 某 印

古物商取締條例 終

○質屋取締條例

第九號 明治十七年三月二十五日

○質屋取締條例

六十一

○質屋取締條例

六十二

質屋取締條例別冊の通制定一明治十七年五月十五日より施行す

右奉ニ 勅旨ニ布告候事

別冊

質屋取締條例

第一條 質屋營業を爲す者の管轄廳 東京府の免許を受く  
警視廳

べし

第二條 質屋の質物臺帳を備へ其紙數を記し所轄警察署の  
檢印を受くべし

第三條 質物臺帳よの警察官よ於て質物貸金質入主及質入

受戻入換の年月日を調査するよ差支あき様記載すべし但  
証人を要するよこの質入主及証人の實印を押捺せしめ置  
くべし

第四條 身元詳あらざる者より質物を取ることを得す但身  
元詳ある者證人たるとこの此限よあらず

第五條 十五年未滿の者白痴癡癪者及雇人 雇主の家より質  
物と取ることを得す但父母後見人雇主及の身元詳なる者  
證人たるとこの此限にあらざ

官廳町村學校病院社寺會社の印章記號ある物品の其質入  
一得へきことを証明する證人二名以上あるよ非されの之

○質屋取締條例

六十三

○質屋取締條例

六十四

を質物よ取ることを得ず

前二項よ違背したる者の警察官の命に依り元利金を償ふこと無く質物を取戻さるゝことあるべし

第六條 盗罪詐欺取財の罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる者より物品を質に取り又ハ寄藏したるときハ直ヨ所轄警察署ヨ届出べし

第七條 贓物の疑ある物品又ハ身柄不相應と認めたる物品を持來る者あるときハ直ヨ所轄警察署又ハ巡行の警察官巡査に密告すへし

第八條 流質物を賣拂いんとするときは五日以前に其物品

目錄を所轄警察署ヨ差出すへし

第九條 流質物を賣拂ひたるときは警察官於て其物品代價及買主を調査するに差支ある様流質物賣拂帳に記載すべし

第十條 贓物の品觸あるときは到達したる年月日時を其品觸寫書ヨ附記すべし

第十一條 品觸到達以後一年内ハ類似の物品を質ふ取り又ハ寄藏したるとき若ハ其以前の質物及寄藏品中ヨ類似の物品と發見したるときハ直に所轄警察署ヨ届出べし

第十二條 質物臺帳流質物賣拂帳及品觸寫書ハ十年間保存

○質屋取締條例

六十五

○質屋取締條例

六十六

すべし若亡失したるときは直に所轄警察署に届出べし

第十三條 警察官の何時たりとも質屋の店舗に臨み質物及

帳簿の検査を爲し時宜に依り其質物を差押へ又の時々帳

簿を差出さしめ之を検査するとあるへし質屋の之を拒む

ことを得ず

第十四條 此條例に違背し又の詐偽の届出を爲したる者の

二圓以上二百圓以下の罰金に處す

第十五條 此條例を一年内より再犯したる者の行政の處分を

以て其營業を禁止し又の停止することを得

第十六條 此條例を犯したる者に刑法の數罪併發の例を

用ひず

第十七條 營業上に付ての家屬又の雇人の所爲と雖も營業

者其責を任ずべし

第十八條 此條例を施行するの仕方細則の警視總監府知事

東京府 縣令に於て便宜取設け内務卿に届出べし

質屋取締條例終

○爲替手形約束手形條例

第五十七號

爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

六十七

○爲替手形約束手形條例

六十八

第一章 爲替手形

第一節 爲替手形の性質及び法式

第一條 爲替手形がはせててがたの振出人ふりだしにんより支拂人しはらひにんに當て記載の金額きんがくを受取人又ハ其所有權いしやうけんを受けたる人に拂渡はらひたさしむる証券を謂ふ

第二條 爲替手形がはせててがたの左の件々けんけんを記載し振出人記名調印てういんす可し

- 一 金額
- 二 振出の年月日及び場所
- 三 支拂の期限及び場所

四 支拂人の氏名

五 受取人の氏名

六 受取人又ハ其所有權を受けたる人ハ支拂ふ可き旨

第三條 爲替手形がはせての一の爲替に付き同文どうもんの手形二通又ハ三通を振出ふりだしすとを得此場合このばあひに於てハ各通に番號を附し内一通に對たいし支拂を爲したる時ハ他の各通おのづからハ無効むかうたる可きとを記載きざす可し

第四條 爲替手形の金額きんがくハ五圓以上ごえんじやうに限る者かぎとす

第二節 支拂期限

第五條 爲替手形の支拂期限しはらひきげんハ左の如く區別くべつす

○爲替手形約束手形條例

六十九

○爲替手形約束手形條例

七十

- 一 一覽拂
- 二 定期拂
- 三 一覽後定期拂

第六條 一覽拂の手形ハ其呈示ト受けたる時直に仕拂ふ可  
き者トす

第七條 定期拂ていぎはらひの手形ハ手形ていぎヲ定めたる期日きじつヨリ支拂しはらふ可  
き者トす

第八條 一覽後定期拂の手形ハ一覽濟の日より其日數を起  
算し手形ていぎヲ定めたる期日きじつヨリ支拂しはらふ可き者トす

第九條 一覽拂の手形及および一覽後定期拂の手形ハ振出の日

附より三ヶ月以内うちノ之を呈示しんじす可し

第十條 定期拂の期限ハ振出の日附より一覽後定期拂の期  
限ハ一覽濟の日より六ヶ月以内うちト爲す

第三節 爲替資金

第十一條 振出よりだしハの支拂人しはらひにんハ對たいシ爲替資金かへせしきんを交付するの義  
務ぎむある者トす

第十二條 出振人しはらひにんより支拂人しはらひにんに對たいシ貸方計算かしかたけいさんある時ときハ之を  
以もつて爲替かへせトす資金しきんハ供用きようようすることを得

第四節 裏書

第十三條 爲替手形かへせていぎハ裏書うらがひを以もつて其所有權しよいうけんを移轉うつてんすることト

○爲替手形約束手形條例

七十一



○爲替手形約束手形條例

七十二

得

第十四條

裏書よの買受人又の譲受人の氏名及び年月日を記載し賣渡人又の譲受人氏名住所を記し調印す可

第十五條

裏書人の振出人及び自己以前の裏書人と共に自己以後の裏書人及び手形所持人に對し相連帶して償還の責任を負ふ者とす

第十六條 手形の裏面に餘白ある時の補箋を爲し裏書を爲すことを得

第五節 保證

第十七條 振出人裏書人及び支拂人の他人をして手形の支

拂を保證せしむることを得

保證人の其保證の旨を手形又の別紙に記載すへし

第十八條 振出人裏書人の保證人の本人義務を欠たる場合に於て本人より代り他の義務者と相連帶して償還の責任を負ふ者とす

第十九條 保證人支拂を爲したる時の本人より代り其權利を有する者とす

第六節 引受

第二十條 定期拂手形及び一覽後定期拂手形の所持人の支拂人に其引受を求むることを得

○爲替手形約束手形條例

七十三

○爲替手形約束手形條例

七十四

第二十一條 支拂人手形の支拂を引受けたる時の其旨及び年月日を手形に記載し記名調印すへし

第二十二條 支拂人手形の支拂を引受けたる時の振出人身代限の處分を受けたる場合と雖も其取消を爲すことを得す

第二十三條 支拂人手形の支拂を引受けざる時の所持人の引受の拒み証書を受く可し

第二十四條 所持人拒み証書を受けたる時の其旨を電信書留郵便其他証據とある可き手續を以て振出人又ハ裏書人は通知して爲替金額及び諸費用に相當する抵當又ハ保証人を以て保証を立てしむることを得

通知を受けたる裏書人の振出人又ハ自己以前の裏書人に對し所持人同一の處置を爲すことを得

第二十五條 振出人又ハ裏書人の内既に相當の保証を立てる者ある時の其以後の裏書人の保証を立るの義務を免るる者とす

第七節 支拂

第二十六條 手形に貨幣の種類を記したる時の其貨幣を以て支拂ふ可し

第二十七條 手形所持人の支拂期限に於て其支拂を請求す可し若し定式の祝日祭日或ハ慣習の休業日相當の時の其

○爲替手形約束手形條例

七十五

○爲替手形約束手形條例

七十六

翌日之を請求す可し

第二十八條 手形所持人手形金を受取る時の手形は領收の旨を記載し記名調印して金額を引換へ支拂人へ交付す可し

第二十九條 一の爲替に付き手形數通ある時の支拂人の其引受を記載したる手形は對し支拂を爲す可し

第三十條 支拂人期限に至り手形の支拂を爲さざる時の手形所持人の支拂の拒み證書を受く可し

第三十一條 支拂の拒み證書を受けたる者の其旨を電信書留郵便其他証據とある可き手續を以て振出人及び各裏書

人へ通知す可し

第八節 拒み證書

第三十二條 支配人手形の引受又は支拂を拒む時の手形に附箋を爲し其旨及び年月日を記載し記名調印す可し之を拒み證書と爲す

第三十三條 支拂人拒み證書と作ることを肯せず又は其住所分明ならず又は不在にて代理人あり時の所持人自ら其始末を記し記名調印して郡區役所若しくは戸長役場の証印を受け拒み證書に代用す可し

第三十四條 支拂人身代限の處分を受つたる場合よ於ては

○爲替手形約束手形條例

七十七

○爲替手形約束手形條例

七十八

支拂期限前いんぎんと雖も手形所持人の拒み証書を受くことを得

第九節 償還の要求

第三十五條 手形所持人支拂の拒み證書と受けたる時の其

日附より十五日以内に振出人裏書人の中一人若くは數人

に對し爲替手形の金額期限後の利子及び拒み證書并通

知の費用の償還を要求するを得

第三十六條 第三十五條の要求に對し償還を爲したる裏書

人の其日より十五日以内に自己以前の裏書人又ハ振出人

の中一人若くは數人に對し自己の償還したる金額及び其

利子を要求するを得

第三十七條 振出人の爲換資金を支拂人へ交付したるの故

を以て償還の要求を拒むとを得ず

第三十八條 要求を受けたる者の拒み證書を附したる爲替

手形及び証書を添へたる計算書と引換へに非れば償還を

爲すに及ばず

第三十九條 第九條の呈示期限第二十七條の支拂請求期限

及び第三十五條第三十六條の要求期限を怠りたる者の裏

書人及び爲換資金を交付したる振出人に對し要求の權利

を失ふ者とす但引受を爲し若くは爲換資金を受けたる支

拂人又ハ資金を交付せざる振出人に對し第九條第二十七

○爲換手形約束手形條例

七十九

○爲換手形約束手形條例

八十

條の期限に係る者の振出の日附より起算し第三十五條第三十六條の期限に係る者の拒み證書の日附より起算して三ヶ年間償還を要求するを得

第十節 紛失

第四十條 手形所持人手形と紛失したる時の直に新聞紙其他の方法を以て其手形の流通を止むる旨を廣告し又電信書留郵便其他証據とある可き手續を以て支拂人に通知し其支拂を止めしむ可し

第四十一條 手形紛失人の振出人に紛失の旨を証し代手形と請受け各裏書人をして再び之を裏書せしめ更ニ其手形

を流通するを得但振出人の手形紛失人をして保証を立てしむるを得

第四十二條 手形紛失人代手形を受け得ざる時の支拂期限に至り支拂人に對し真正の所持人たる旨を證明し支拂を請求するを得但支拂人の手形紛失人をして保証を立てしむるを得

第二章 約束手形

第四十三條 紛束手形の振出人記載の金額を受取人又其所有權を受けたる人に自ら支拂ふべき旨を約束したる證券を謂ふ

○爲替手形約束手形條例

八十一

○爲替手形約束手形條例

八十二

第四十四條 約束手形やくそくの定期拂にして金額ハ貳拾五圓以上に限る者トす

第四十五條 爲替手形に付き定めたる規則ハ第三節第六節其他約束手形の性質せいしつに反する條目てうそくを除くの外之を約束手形に適用てんやうす可し

第三章 通則

第四十六條 第三十五條第三十六條の要求期限えうきうきげんハ路程ろていよ要する日數にっすう八里毎ごとに一日の猶豫やうよを與ふるものとす

第三十五條第三十六條の要求期限及ハ第九條呈示の期限外國ぐわいこくと關係するものハ其路程きろていよ要する相當日數の猶豫やうよを

を與ふるものとす

第四十七條 第一節第四節及ハ第四十三條第四十四條の規程ていに合せざる手形の裏書を以て所有權を移轉することを得す

第八號告示 明治十六年一月廿九日

明治十五年十二月第五十七號布告を以て爲替手形約束手形條例發行相成候に付てハ右手形てでんに關する書式くわんの總て別冊べつそく離形じゆんきよハ准據可致此旨告示候事

爲替手形約束手形書式

第一號

○爲替手形約束手形條例

八十三

○爲替手形約束手形條例

八十四

爲替手形書式(條例第二條)

○印朱書

○印朱書

表

金、〃、〃、圓

番號	仕拂人	受取人	日附	期限

(割印)

番號

爲替手形

印紙

一金、〃、〃、圓

爲替手形

面

右金額 來何月何日 (受取人氏名)  
 御一覽次第 (何某殿又ハ同人指圖)  
 御一覽後幾日目  
 人へ此手形引換に御仕拂可被成候也

何府何町何番地  
 何縣何村

年月日

何某印  
 〇振出人氏名

何府何町何番地  
 何縣何村

何某殿  
 〇支拂人氏名

本文金額の下に西洋數字を以て更に其金額を複記する  
 妨る一尤數字ハ字々密接に認め改竄の弊を防ぐに注  
 意すべし

○爲替手形約束手形條例

八十五

第二號

○爲替手形約束手形條例

八十六

同(條例第三條)

番號

印紙

爲替手形

一金、  
一圓

組之一

右金額來何月何日何某殿又ハ同人指圖人へ此手形引換メ御仕拂可被成候也

但此手形御仕拂之上ハ組之一無劫たる

へ事

何府何町何番地  
何縣何村何番地

面

表

年月日  
何府何町何番地  
何縣何村何番地  
何 某殿  
何 某印

此手形若一組の二あるときハ但書又組之一二三云々と記し組の三あるときハ但書に組之一二三云々と記すべし

裏書之書式(條例第十四條) ○印朱書

表書之金額(何某殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也)

年月日  
何府何町何番地  
何縣何村何番地  
何 某印

○賣渡人又ハ讓渡人氏名

○爲替手形約束手形條例

八十七

面

裏



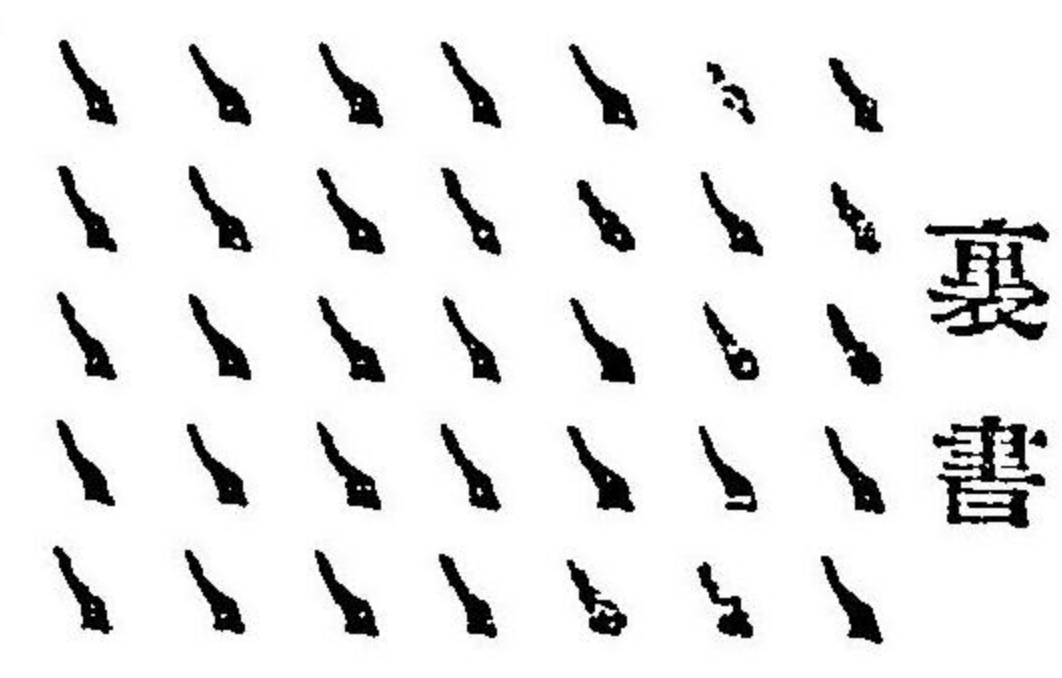

○爲替手形約束手形條例

第四號

裏書補箋の様式(條例第十六條)

○本紙

○補箋

裏書	○裏書の書式本紙の裏書より同一補箋を付したる者の實印
	

第五號

別紙保証の書式(條例第十七條)

番號

爲換手形

何錢  
印紙

金、圓也

右金額來何月何日何某殿又ハ同人指圖人へ此手形引換に御仕拂可被成候也

年月日

何府何町何番地  
何縣何村

何 某殿

何府何町何番地  
何縣何村

何 某印

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

九十

右に謄寫する本手形の金額（○保証を受ける者の名  
何某殿に於て若し仕  
拂無之節ハ拙者に於て無相違仕拂可申候也

何府何町何番地  
何縣何村何番地

（○保証人の氏名  
何某印

年月日

保証の旨を手形面に記載するときハ其保証を受ける者の氏名  
の次に左の如く記載すべし

右何某保証人

何府何町何番地  
何縣何村何番地

何某印

第六號

引受の書式（條例第二十一條）

番號

爲替手形

印紙

一金〃〃〃〃圓

右金額來る何月何日何某殿又ハ同人指圖人へ此手  
形引換ふ御支拂可被成候也

何府何町何番地  
何縣何村何番地

何某印

年月日

○爲替手形約束手形條例

九十一

○爲替手形約束手形條例

九十二

何府何町何番地  
何縣何村何番地

何 某 殿

○本文支拂の儀引受申候也

○年月日

(何 某 印  
○支拂人氏名

第七號

金額領收の書式(條例第二十八條)

裏書

裏

〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃  
〃

面

○表面の金額正と受取候也

○年月日

(何 某 印  
○手形所持人氏名

第八條 拒み書証の書式(條例第三十二條)

本手形の金額(此に拒却の事由を記すべし)拙者に  
於て(引受)の請求に應じ難く候也  
(支拂)

○年月日

(何 某 印  
○支拂人の氏名

○爲替手形約束手形條例

九十三

○爲替手形約束手形條例

九十四

第九號

條例第三十三條始末書（支拂人拒み証書を作るとを肯せざる時の文例）

別紙爲換手形（規定の期限内に於て引受期日に至らば仕拂）と請來せしに支拂人何某は於て之れを拒み且拒み証書を作るとを肯せざるに付條例第三十三條に據り此に其始末と自記致し候也

府何町何番地  
縣何村何番地

年月日

何某印  
○手形所持人氏名

前書の趣相違無之候也

年月日

郡區役所若くハ戸長役場証印

第十號

同（支拂人住所分明あらざる時の文例）

別紙爲換手形（引受仕拂）請求の爲め本手形に指示したる支拂人何某住所何（府縣）何（町村）何番地へ差越候處住所不分明ハ付條例第三十三條に據り此に其始末を自記致し候也

府何町何番地  
縣何村何番地

年月日

何某印

前書の趣相違無之候也

郡區役所若くハ戸長役場証印

號十一號

○爲換手形約束手形條例

九十五

○爲換手形約束手形條例

九十六

同(支拂人不在なる時の文例)

別紙爲換手形(引受仕拂)請求の爲め支拂人何某方  
 ・へ差越候處同人不在にて代理人無之に付條例第三  
 十三條より據り此に其始末を自記致候也

何府何町何番地  
 何縣何村

年月日

何 某 印

前書之趣相違無之候也

郡區役所若くは戸長役場證印

第十二號

約束手形書式(條例第四十三條)

○寸方爲替手形に同一 ○印朱書

金、、、、圓

番號 ..... (割印) .....

約束手形

印紙

一金、、、、圓也

右金額來何月何日貴殿又ハ貴殿の指圖人へ此手形

○爲替手形約束手形條例

九十七

番號	受取人	期限	日附

○爲替手形約束手形條例

九十八

引換に無相違支拂可申候也

何府何町何番地  
何縣何村何番地

年月日

何某印  
○振出人氏名

何府何町何番地  
何縣何村何番地

何某殿  
○受取人氏名

約束手形に關する裏書、同補箋、保証、領收、拒み証書、始末書等の書式の總て爲替手形の文例に準ずへし

爲替手形約束手形條例終

○地所質入書入規則

明治六年一月十七日

第十八號

先般田地永代賣買被差許候より付自今質入書入致し候節左の規則の通り可相心得事

地所質入書入規則

第一條 金穀の借主(地主)より返済すへし證據として貸主

(金主)より地所と證文とを渡し貸主其作徳米を以て貸高の利息に充候を地所の質入と云ふ

第二條 金穀の借主(地主)より返済すへし證據として貸主

○地所質入書入規則

九十九

○地所質入書入規則

百

(金主)に地所と引當の證文のみを渡し借主の作徳米の全部又の一部を貸主と渡し利息に充候を書入と云ふ

第三條 金穀の借主(地主)より返済すべき證據として貸主(金主)と地所引當の證文のみと渡し借主より其利息として米又の金を拂ひ候ても亦書入と云ふ

第四條 地所を質入に致し候節の地券をも相渡し可申其年限の儀は三ヶ年と限るへ尤も三ヶ年以下期限取極候節の勝手たるへ且年限取極候廉の判然證文面に記載致し置可申事

但書入の儀は地券を相渡し及のす其年限長短共本文

の限はあらずと雖とも雙方相對にて取極候年限の本文同様證文面に記載致し置可申事

第五條 (明治十二年第七號布告を以て左の通り改正す)  
質入又の書入の地所期限に至り貸主借主相談の上金穀と返さすして地所を引渡候節の舊地主より金主へ可引渡旨別紙を相認め其地の戸長加判の上金主より地券相添へ確認の證を可願出事

第六條 質入の地所の金主にて其地所耕作可致答ふ付ての地租諸役とも總て金主よて可相勤事  
但其段管轄廳へ届出證書可差出事

○地所質入書入規則

百一

○地所質入書入規則

第七條 書入の地所の地主よて耕作致し候儀に付地租諸役とも勿論地主より可相勤事

但管轄應へ届出り不及候事

第八條 管轄違の者或へ同管轄と雖とも懸隔の地所を質

に取候節其現地の町村へ金主の名代人相定置其地租諸

役とも差支無之様可爲相勤事

第九條 (明治七年第六號布告を以て左の通改正す)

質人又の書入証文よい必其村町戸長の奥書証印を取る可

し其町村戸長役場にい奥書割印帳を備へ置証文の奥書割

印を懸出るときこの帳面と証文とを番號を朱書し割印を押

し奥書を爲すべし若し戸長の奥書並に割印なき証文の質

入又の書入の證據よ不相成ふ付右証文を以て訴出る

よ於ての負債主財産分散の時債主他の債主に對し先取の

特權を失ひ漏り質入又の書入なき金穀貸借の虚分を可受

事

但戸長不在の節其旨を證し副戸長奥印調印すべし

第十條 (明治七年第五十二號布告を以て左の通改正す)

一ヶ所の地を二重三重小書入候儀に不相成候得共若し第

一番の金主引當り入れ置き候事を第二番の金主承知の

上にて地所代價の館分を見込又其地所を引當り借添へ致

○地所質入書入規則

百三



○地所質入書入規則

百四

し候儀ハ不苦節も借主身代限の處分も相成候節ハ右地所  
糶賣の代金を以て先づ第一番の者へ元利の金數を引渡し  
其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡し第三番以  
下右も準じ引渡可申若し糶賣の金高を以て先づ第一番の  
金主へ利の金數を引渡し其餘第二番の金主へ引渡しすへき  
元利の金數不足するときは其不足の分を償ふと并に第三  
番以下の金主に償ふとの平常引當なき債主も身代限償  
却の例に隨ひ外物品糶賣代價の内あて相當の割賦を以て  
引渡可申事

但第二番の金主へ受取候証文への地所代價の餘分を見

込借添候旨を書載可申事

第十一條 地所の勿論地券のみありとも外國人へ賣買質入  
書入等致し金子請取又ハ借受候儀一切不相成候事

第十二條 (明治七年第五十二號布告を以て左之通改正す)  
質入年季中天災にて地所流亡等其地の全形と失ふに至る  
ときは地券の消滅する理に付貸主より借主に對み外地所  
又ハ物品を代り質に差入させ証文書替を求むるを得へ  
し若し代り質に差入るへき地所物品等之れあきときは訴  
訟の末身代限りの處分に及ふへく又池成野地成等に變換  
し或ハ闕崩等の爲めに其地の幾分を失ふときは變換の摸

○地所質入書入

百五

○地所質入書入

百六

標及殘存の大小に應し規則に基きて地券書替願出へり儀に付若し其變換殘存の地の貸金石高の償を爲す足らざるを見込場合に於ては貸主より借主に對し外地所又の物品を増質に差入させ證文書替を求むるを得へし若し増質も差入へき地所物品等無きときは是亦訴訟の末身代限りの處分に及ぶべき事

但貸主年對示談の格別の事

第十三條 質入の地所全期中天災に因り荒蕪と相成り貸主(金主)より起返の見込を定め借主地主承諾の証書を取り其管廳へ可願出尤も入費の借主より償ふべき事

但借主起返の入費を出すと能はざるときは證書と以て其地所を貸主より引渡し可申尤も相對示談の處置の格別の事

第十四條 當今質入又の書入に致し置年期中の分の總て前文規則に照準し當七月限り證文相改め可申事

右之通相定候事

明治六年第百六十七號布告を以て第十五條を追加す

第十五條 是迄質入書入に致置候分の前約の年期据置不苦尤証文面等前文規則に觸候廉の總て相改可申事

明治七年第七十六號布告を以て追加す

○地所書入質入

百七

○地所書入質入

第十六條 従前取結びたる質入書入の定約にて明治六年七月三十一日前の期限を過去りたる分にて債主に於て貸金返済方に付延期の勘辨を加ふる者の來十月三十一日迄に其地所々管の戸長役場へ届出地所質入書入規則第九條に準し奥書割印を受くべし若し右日限内奥書割印を受て後日其證書を以て訴訟及ぶとさの質入書入の證據に相立ざるに付裁判上糶賣分配の時の先取の權利を失ひ質入書入を貸借同様の處分に及ぶべき事

内務省達明治七年五月二日

乙第三十三號

本年第六號公布地所質入書入規則第九條改正文中戸長の奥印証印の戸長又の副戸長實印を爲押割印の戸長役場印を相用候儀と可心得此旨相達候事

但し役場印無之候の、彫刻申付け右出來迄の戸長實印を換用可致事

明治十一年十一月廿五日

乙第七十八號

本年第三十二號公達中左の處分方得心の爲め相達候事  
戸長職務の概目第五項に地所建物船舶質入書入並に賣買の奥書加印の事と有之右の七年當省乙第三十三號達の通

○地所書入質入

○地所書入質入

百十

奥書證印おくしょしょういんハ戸長の實印を押し割印わりいんハ戸長役所印を相用あひまひ  
若し敷町村せきちょうそんに戸長遣員を置くときは其役所印の冠字ハ戸  
長管理くわんりする處の各町村名を列記りつぎすべし

明治十六年六月八日

乙第二十九號

戸長印章の儀ハ八年第百十號達判任官同様たるべき旨相達  
置候處布告達により質印を押捺おさなつする分も自今官印を用ふべ  
し此旨相達候事

○建物書入質規則及賣買讓渡規則

第百四十八號

諸建物書入質入規則しよてきぶつ并に賣買讓渡規則別紙の通相定候條來  
る十二月一日より施行しやういんたせ致此旨布告候事

建物書入質規則 土地賣買讓渡規則第二條の末増の部參看

第一條 命穀きやくの借主又ハ預り主あづかより返濟へんさいすべき證據しやうことして  
(貸主預け主)ハ對引たいひきあ當となす所の建物の圖面づめんと證文と  
に戸長に公證を受けたる者と(貸主預け主)渡し置きたる  
建物を書入質と云ふ

第二條 書入質と爲す建物かてもの自身所有しんしゆいの地所に建て在るとき  
ハ書入質証文しやうもんに自身所地の建物かてものなることを記入すべし又借

○地所書入質

百十一

○建物書入質

地に建て在るときは書入質を爲すもの其地主は請ひ其地主をして貸地たるとし證するの契書を爲さしむべし若し借地の建物にして地主の契書なき證文の書入質の効あるに書入質なら借用證文と看做すべし

明治十六年六號布告を以て左の通り但書を追加す

但官有の借地に建て在るときは其所屬管廳に請ひて其貸地たることを證するの契書を受くべし

金穀の(借主預り主)より建物引當の證書と建物の圖面とを建物の在る地を管轄する戸長役場に差出し戸長の契書割印を受くことを公証を受くると云ふ

第四條 建物書入質の證文に添ふたる圖面中に書入質と爲す所の建物の圖の朱引朱字と爲し書入質の外ある建物の圖の墨引墨字と爲すべし(第一號書式を見合すべし)

第五條 戸長役場に於ては建物書入質記載帳を備へ置き証文の契書割印と願出るときは其大旨を帳面に記入し而して帳面と證文とは番號を朱字し割印を押し契書を爲し圖面も同一番號を朱書割印を押へし若し戸長不在の節は其旨を記し副戸長契印割印すべし

第六條 建物を以て金穀用証又は預りの引當と爲したる證文よて前條の規則よ背き公証を受けざる者の書入質の効

○建物書入質

○建物書入質

百十四

なさに付書入質なき(借用預り)証文と看做すべし

第七條 (明治八年第百九十九號布告を以て左の通改正す)

此規則施行以後建物書入質の借用証文又の預り夕文に

必ず返済の期限と定むべし若し其期限と定めざる者の書

入質の効あるに付書入質なき(借用預)証文と看做すべし

第八條 此規則施行以前に契約したる建物質入又の引當の

借入金穀又の預り金穀よて返済期限の定めなき証文と所

持するもの明治九年二月廿八日迄に金穀(借主預主)又

の其相續人に掛合此規則に従ひたる書入質の證文を改む

べし若し(借主預主)又の其相續人証文と改めざるとさし

明治九年四月三十日迄に建物の在る地を管轄する裁判所に訴ふべし

但し明治九年四月三十日を以て訴人發途の期と定め其

訴人の住所又の寄留の地所と裁判所との距離每八里に

一日の猶豫と與ふ

第九條 此規則施行以前に契約したる建物質入又の引當の

金穀借用証文又の預り証文を所有する者の返済満期に至

ると至らざるときに論議く明治九年二月二十八日迄に金穀

(借主預り主)又の其相續人に掛合此規則に従ひたる書入

質の証文に改むべし若し(預り主借り主)又の其相續人証

○建物書入質

百十五

○建物書入質

文を改めるときは明治九年四月三十日迄に建物の在る地と管轄する裁判所を訴ふへし

但書前同断

第十條 建物在るの地を管轄する裁判所より原告人の訴状を受取たるときより三日内に裁判所より被告人の建物の在る地の戸長に對したる報知状を原告人に下付し速に戸長に送達せしむへし右の報知状は何(府縣)管下(住居寄留)何某の訴訟に因り何大區何小區何番地の建物と書入質と爲す証文に公書すると差留むる旨と記載すへし而して其訴訟落着に至りしとき右の公書の差留と解く

こと速に戸長に報知すへし

第十一條 第八條及び第九條の規則に背き明治九年五月一日以後に至り此規則施行以前に契約したる建物質入及び引當の金穀(借用)預り証文と所有する者の書入質の効をさしめ付書入質をさしめ(借用預り)証文と看做すへし

第十二條 一棟の建物と二重三重の書入質と爲すといふ嚴禁なれとも若し第一番の金主へ書入質と爲したるとき第二番の金主承諾されし建物の伏價の餘分を見込み又其建物を書入質に借添と爲すこと得へし尤借主身代限の處分に至るときは右建物雜賣の代金と以て第一番の者へ元利の金

○建物書入質

○建物書入質

百十八

敷を引渡し其餘金と以て第二番の者へ元利の金數を引渡  
し第三番以下右に準じ引渡すべく若し糶賣の金高を以て  
先第一番の金主へ元利の金數を引渡し其餘金第二番の金  
主へ引渡すべき元利の金數に不足するとき其不足の分  
と償ふとの平常書入質ある貸主は身代限の償却の例に従  
ひ外物品糶賣代價の内にて相當の割賦を以て引渡すべし  
但し第二番の金主へ渡し置く書入質の証文ある建物代  
價の餘分と見込み借添たる旨を記載すべし

第十三條 書入質と爲したる建物焼失流亡等に至りしとき  
は建物の所持主又は代理人より遅くとも七日内に其趣を

書面を記し戸長役場に届出つべし戸長役場は於ては建物  
書入質記載帳の朱書番號を引合せ朱筆を以て點合を爲し  
其傍に焼失流亡等の趣きと略記し年月日と記し戸長の實  
印を押すべし(第二號書式と見合すべし)

第十四條 書入質の建物焼失流亡等に至りしとき貸主よ  
り借主に對し代り質を受取ることを求めを爲すことを得べし  
若し借主代り質を出すことを肯んす又は出し能はざるとき  
は借用金穀返濟規限未滿内と雖ども貸主より借主に對し  
元利返濟を求むるの訴を爲すことを得べし

建物賣買讓渡規則

○建物賣買讓渡

百十九



○建物賣買讓渡

百二十

第一條 自身所有の地（地）に建たて在る建物（建物）を賣渡（賣渡）し又譲渡（譲渡）し  
と爲さんと欲する者（賣渡讓渡）証文と圖面とより戸長の奥  
書割印（割印）を受可（受可）し又借地（借地）に建て在る建物（借地）の（賣渡讓渡）証文  
より其地主（地主）より請ひ地主より貸主（貸主）たることを証するの奥書（奥書）を  
受けたる上にて戸長の奥書割印を受可（受可）し

明治十年第三十八號布告をもつて左のとほりたゞし書と追  
加す

但官有の借地（官有の借地）に建在るときは其所屬管廳（管廳）より請ひて其貸  
地たることを証するの奥書受くべし

第二條 建物の買受け又譲受けを爲さんと欲する者の自

身又の其代人（其代人）建物の在る地の戸長役場（役場）に至り建物書入質  
記載帳を見合（見合）したる上其賣渡讓渡の証文を受取り然して  
後（後）に戸長役場に至り戸長又副戸長の面前（面前）にて何大區何  
小區何番地の何番の建物を何某より（買受讓受）たる旨を  
書入質記載帳（記載帳）に記入し年月日并に苗字名を記し實印（實印）を押  
すべし（第四號書式見合すべし）（明治十年第六十號布告  
すへしの下若し此手續を爲さるる）  
云々の六十字を削除す故に畧す

第三條 戸長役場（役場）に於て建物賣買讓渡証文の奥書割印を願  
出るときは是亦建物書入質記載帳に記入すること及び証文

○建物賣買讓渡

百二十一

○建物賣買讓渡

百二十三

よ奥書一圖面よ割印すると建物書入質規則第五條に準し  
公証を與ふれの手續とあすべし

第四條 書入質と成りたる建物と(買受讓受)たる者の其建  
物の書入質と爲りたる金數の償却を引受くべし但し(買  
受讓受)人に於て其建物所有の權と抛棄するとの書入質  
の金數の償却と引受くるふ及ばず

第五條 第四條の場合よ於て戸主の後と受たる相續人の前  
戸主より讓受たる建物所有の權と抛棄すと雖ども書入質  
の金數の償却と引受へし

第一號 書式(美濃紙)大半紙又ハ右寸法又同トき紙と用ふ  
〔括弧内朱書〕

建物引圖のくのと紙に左下の線も外寸明置べし  
と一の點と

明治何年何月何日	
書入質何大區何小區何番地建物	
第一番 平長屋	何坪
第二番 土藏	何坪
第二番 二階造 本屋	何坪
何府 何縣 何大區 何小區 何番地 何寄留	何某殿 何某印

譬への圖の如き朱  
引建物と書入質と  
爲す時の第一番よ  
り第三番まで合三  
棟と書入質と爲す  
とを証文お記入し  
圖と共に質取主よ  
渡し置くべし  
(但し圖面の寫一  
枚を戸長役場に  
出し置くへし)

○建物賣買讓渡

百二十三

○建物賣買讓渡

第二號 書式（若一一枚の紙ひて狹とささし何枚も繼合せ繼目の裏に印を押すべし）

明治何年何月何日書入質  
何大區何小區何番地書物  
譬へん圖の如く朱引の建物のみよて第一番第二番合二棟を書入質と爲すとさし其旨を証文に記入し他の建物の墨引よて書入質の他ありと記入し圖面と共に質取主に渡すべし（但圖面の寫一枚を戸長役場に出一置くべし）

第一番 何坪  
平長屋

第二番 土藏 何坪  
第三番 二階 本屋 書入質外也

府 何大區何小區何番地 住居 寄留  
何縣  
建物持主 何某印  
何某殿

第三號 書式（建物書入質記載帳を焼失し流亡等のとを書込むの法）

〔何号〕

何年何月何日

何大區何小區何番地何番の建物を

何某より何某に書入質と爲たり

〔何年何月何日 焼失 流亡〕

〔戸長何某印〕

〔何號〕

何年何月何日

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

○建物賣買讓渡

○建物賣買讓渡

百二十六

第四號 書式 (建物書入質記載帳及建物を買受又の讓受の事を書込むの法)

何年何月何日

何年何月何日何大區何小區何番地の何番の建物を何某より買受申候也

何大區何小區何番地

住居 寄留 何某印

何大區何小區何番地 住居 寄留 何某印

○民事訴訟用印紙規則

第五號 明治十七年二月廿七日

民事訴訟用印紙規則別紙の通制定し明治十七年四月一日より施行す

但明治八年(十二月)第百九十六號布告訴訟用野紙規則の右施行の日より廢止す

民事訴訟用印紙規則

第一條 凡民事訴訟の書類の此規則に従ひ印紙を貼用する者とする

第二條 訴狀の正本一通に付請求の金額若くは價額に應

○訴訟用印紙

百二十七

○訴訟用印紙

百二十八

左の區別 <small>くべつ</small> に隨 <small>したが</small> ひ其受付 <small>うけつけ</small> の時 <small>とき</small> に於 <small>お</small> て印紙 <small>いんし</small> を貼用 <small>てうよう</small> すべし	金額 <small>きんがく</small> 五圓 <small>ごえん</small> まで	貳拾錢 <small>じしちせん</small>
同	拾圓 <small>じゅうえん</small> まで	三拾錢 <small>さんじちせん</small>
同	貳拾圓 <small>じしちえん</small> まで	六拾錢 <small>りくじちせん</small>
同	五拾圓 <small>ごじちえん</small> まで	壹圓五拾錢 <small>いちえんごじちせん</small>
同	七拾五圓 <small>しちじちごえん</small> まで	貳圓貳拾錢 <small>じにえんじしちせん</small>
同	百圓 <small>ひゃくえん</small> まで	三圓 <small>さんえん</small>
同	貳百五拾圓 <small>にひゃくごじちえん</small> まで	六圓五拾錢 <small>りくえんごじちせん</small>
同	五百圓 <small>ごひゃくえん</small> まで	拾圓 <small>じちえん</small>
同	七百五拾圓 <small>しちひゃくごじちえん</small> まで	拾三圓 <small>じちさんえん</small>
同	千圓 <small>せんえん</small> まで	拾五圓 <small>じちごえん</small>
同	貳千五百圓 <small>じにせんごひゃくえん</small> まで	貳拾圓 <small>じしちえん</small>
同	五千圓 <small>ごせんえん</small> まで	貳拾五圓 <small>じしちごえん</small>

同 五千圓以上の千圓まで毎に貳圓を加ふ

控訴かうそに於おて右半額はんがくじやうこく上告じやうこくに於おて全額ぜんがくの印紙いんしを加貼かてうすべし

第三條 人事其他金額じんじきたきんがくに見積みづるべからざるものハ三圓の印紙いんしを貼用てうようすべし其控訴かうそ上告じやうこくに於おて加貼かてうするハ前條ぜんじょうと同どうし但人事じんじに於おて何貧なんびんの者ものにして戸長こちやうの証書しやうしょを所持しよぢする者ものハ裁判官さいはんに於おて印紙いんしの貼用てうようを免めんすることあるべし

第四條 左の書類しるふに正本せいほん一遞いつていに付貳十錢じしちせんの印紙いんしを貼用てうようす可べし

答辨書たふべんしょ、証據物寫しやうこぶつ、辨駁書べんばくしょ、辨論書べんろんしょ、上申書じやうしんしょ、陳述書等ちんじゆつ、証

○訴訟用印紙

百二十九

○訴訟用印紙

百三十

人、鑑定人、評價人、引合人等の呼出を請求する願書、審判の延期と請求する願書

第五條 左の書類に正本一通付五十錢の印紙と貼用すべし

官吏の臨検と請求する願書

財産差押又の物品公賣と請求する願書

執行命令書を請求する願書

身代限の處分と請求する願書

第六條 裁判言渡書の謄本と下付する時差出す受取書よ其謄本一枚五錢其他の謄本と下付する時差出す受取書に

其謄本一枚三錢の割合と以て印紙と貼用すべし

但裁判言渡書の謄本一枚十二行一行十二字詰其他の謄本一枚二十行一行十八字詰とす

第七條 勸解に於て一件毎勸解表署名の時貳拾錢の印紙と貼用すべし

第八條 此規則に依り貼用したる印紙の代價の曲者より直者に辨償すべきものとす

第九條 印紙の種類定價及び貼用方の布達を以て之を定む  
第十條 印紙の管轄廳の許可を得たる賣捌所に於て發賣せしむ其他に於て賣買することを得ず

○訴訟用印紙

百三十一

○訴訟用印紙

百三十二

第十一條 官許賣捌所外に於て印紙と販賣したる者の二十圓以上二百圓以下の罰金に處し仍は現在の印紙と沒收す其情を知て之と買取たる者の十圓以上百圓以下の罰金に處し仍は現在の印紙と沒收す

第十二條 前條の規則と犯したる者に刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪併發の例と用ひす

太政官布達 明治十七年二月廿三日 第四號

今般第五號布告と以て訴訟用印紙規則制定候よ付印紙の種類定價及び貼用方左之通之を定む

淡黒色印紙	壹枚	三錢
黒色印紙	同	五錢
赭色印紙	同	拾錢
茶褐色印紙	同	五拾錢
黃色印紙	同	壹圓
青色印紙	同	五圓
橙黃色印紙	同	拾圓
綠色印紙	同	拾五圓
嬌栗色印紙	同	貳拾圓

印紙の訴狀其他書類の正本に貼用し貼用者の印章と以て消印すべし 右布達候事

○訴訟用印紙

百三十三

○訴訟用印紙

司法省告示

明治十七年三月五日

甲第一號

今般第五號布告を以て訴訟用罫紙規則廢せられ候に付ての  
本年四月一日以後民事訴訟に關し大審院又ハ裁判所へ差出  
す書類の都て美濃紙又ハ之れと同尺度の紙を用ひ一枚貳拾  
四行一行二十字詰り書すへきものとす

但訴訟入費ハ明治九年當省甲第五號達第一條第九條も定  
めたる割合に依り書類認料ハ一枚金貳拾錢翻譯料ハ一枚  
金四圓と相成る儀と心得べし

右告示候事

民事訴訟用印紙規則 終

○証券印税規則

第十一號

明治七年(七月)第八十一號布告證券印税規則別冊の通改正  
し明治十七年七月一日より施行す

但明治八年(七月)第百二十號布告の同日より廢止す  
右奉<sup>ニ</sup>勅旨<sup>ニ</sup>布告候事

大政大臣三條實美  
大藏卿 松方正義

明治十七年五月一日

別冊

証券印税規則

第一條 凡そ財産の授受及ヒ契約の証明に用ふる証書帳簿

○証券印税



○証券印税

此規則に循ひ印紙を貼用すへし

第二條 証書帳簿を分て二類と爲し其税率の左の如し

第一類

左に掲ぐる所の証書帳簿の金高の有無多寡に拘りらず下

に定むる所の印紙を貼用すへし但當坐預り金引出小切手

の大藏省に税印の押捺を請ふことを得

- 一 當坐預り金引出小切手 印税 五 厘
- 一 委任状 同 五 厘
- 一 金高記載なき約定証文 同 一 錢
- 一 遺物証文 同 一 錢
- 一 跡式讓証文 同 一 錢

一 讓與証文

同 一 錢

一 期限を定めざる預り金証文

同 一 錢

一 耕地小作証文

同 一 錢

一 雇人請合狀

同 一 錢

一 金高記載なき諸物品預り証文

同 一 錢

一 金高記載なき諸物品借用証文

同 一 錢

一 地所預り証文

同 一 錢

一 家屋預り証文

同 一 錢

一 諸物品切手

同 一 錢

一 借地証文

同 一 錢

一 借家証文

同 一 錢

一 賣買仕切書

同 一 錢

一 保險証文

同 一 錢

一 諸會社株券

同 一 錢

一 送金手形

同 一 錢

○証券印税

○証券印税

百三十八

- 一 金 錢 通帳一年以内一冊に付同 一 錢
- 一 諸物品 判取帳同 同 二十錢
- 一 諸物品 結社約定書 同 一 錢
- 但結社約定書は金圓授受貸借に係る條項ありて之か効力を確定する証書帳簿の金高記載ありと雖も第二類金高記載ある諸般の契字証書に準し印紙を貼用すべし
- 左に掲ぐる所の証書の金高五圓以上のものに限り下に定むる所の印紙を貼用すべし
  - 一 營業に關する送狀 印税 一 錢
  - 一 營業に關する請取書 同 一 錢

右諸証書を通帳と爲すときは都て一年以内に付一錢の印紙を貼用すべし

紙を貼用すべし

第二類

- 左に掲ぐる所の証書の金高の多寡を随ひ下よ定むる所の割合を以て印紙を貼用すべし但爲替手形約束手形の手形用紙を用ふべし
- 一 金 錢 借用証文
  - 一 地 所 賣買証文
  - 一 家 屋 賣買証文
  - 一 金 高 記載ある諸物品預り証文
  - 一 金 高 記載ある諸物品借用証文
  - 一 諸物品 賣買証文
  - 一 金 錢 定期預り証文
  - 一 金 高 記載ある諸般の契約証書

○証券印税

百三十九

○証券印税

百四十

金高壹圓以上貳拾圓未滿	同	印税 一錢
金高貳拾圓以上五拾圓未滿	同	貳錢
金高五拾圓以上百圓未滿	同	四錢
金高百圓以上百五拾圓未滿	同	六錢
金高百五拾圓以上貳百圓未滿	同	八錢
金高貳百圓以上三百圓未滿	同	拾壹錢
金高三百圓以上四百圓未滿	同	拾四錢
金高四百圓以上六百圓未滿	同	貳拾錢
金高六百圓以上八百圓未滿	同	卅六錢
金高八百圓以上千百圓未滿	同	卅貳錢
金高千百圓以上千四百圓未滿	同	卅八錢
金高千四百圓以上千七百圓未滿	同	四拾四錢
金高千七百圓以上貳千圓未滿	同	五拾錢

右諸証書を通帳と爲すときは其附近見積金高に隨ひ下と定  
 する所の印紙貼用すべし

金高貳千圓以上貳千五百圓未滿	同	六拾錢
金高貳千五百圓以上三千圓未滿	同	七拾錢
金高三千圓以上三千五百圓未滿	同	八拾錢
金高三千五百圓以上四千圓未滿	同	九拾錢
金高四千圓以上	同	壹圓

金高百圓未滿

印税 四錢

金高百圓以上總て諸証書税率と據るべし

一金錢當坐預り証文

一質物預り書  
小札

金高壹圓以上貳拾圓未滿

印税 壹錢

○証券印税

百四十一

○証券印税

百四十二

金高二十圓以上

同 二錢

右諸証書を通帳と爲すと爲らざる其附込見積金高ふ隨ひ下に  
定むる所の印紙を貼用すべし

金高百圓未滿

印税 二錢

金高百圓以上

同 四錢

一爲替手形

一荷爲替手形

一約束手形

金高五十圓未滿

印税 壹錢

金高五十圓以上百圓未滿

同 二錢

金高百圓以上二百圓未滿

同 四錢

金高二百圓以上五百圓未滿

同 八錢

金高五百圓以上千圓未滿

同 十五錢

金高千圓以上二千圓未滿

同 二十五錢

金高二千圓以上

同 五十錢

第三條 前條お掲ぐる所の証書帳簿と効用を同ふするもの  
ハ其名稱に拘はらず税率ハ照一相當の印紙を貼用すべし

第四條 印紙を貼用すべき証書帳簿にして第五條の手續に

循ひ印紙を貼用せざるものハ民事裁判上之を受理せず但  
處罰を受くる後印紙を貼用したるものハ此限に在らず

第五條 印紙ハ証書の差出人又ハ帳簿主に於て証書の授受

の前帳簿ハ使用の前に貼用し証書帳簿記名の下に押捺す  
る印を以て証書帳簿の紙面と印紙の彩紋とのけて消印す

○証券印税

百四十三

○証券印税

百四十四

へし

第六條 印紙及び手形用紙の種類定價の布達を以て之を定む

第七條 印紙及び手形用紙の官の許可を得たる賣捌所非されの之を賣捌くことを得ず

第八條 印紙を貼用すへき帳簿仕切書送り状の主任官之を検査することあるべし

第九條 左に掲ぐる所の証書帳簿の印紙を貼用することを要せず

一官廳より差出す証書帳簿

一官吏準官吏若くは布告布達又の達を以て定めたる議員若くは公立學校病院に従事するもの各其職務に依て用ふる證書

一國庫金取扱所又の爲換方より官廳に差出す金に對する抵當證書

一國庫金取扱所又の爲換方より官廳に對したる諸上納金の預り証書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書に對し國庫金取扱所又の爲換方より差出す請書

一諸上納金に付國庫金取扱所又の爲換方より納人へ差出

○証券印税

百四十五

○証券印税

百四十六

す請取証書

一 罹災救助金獻金寄附金くわんに關し人民より官廳に差出す証書

第十條 第二類の帳簿ちやうぼの初丁へ附込見積金高及び使用期限

紙數を記載すへし但物品の授受じゆじゆに關するもの其代價を記載すへし

第十一條 証書帳簿に税率ぜいしりんの異なるものを雜記ざつぎするとき各相當の印紙を貼用すへし

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又は使用期限の満ちたるとき其旨該帳簿に記載し置主任官検査しちんくわんけんさの節

之を撰印を受くへし

第十三條 前條の帳簿餘白ありて尙之を使用せんとするとき第十條の手續を以て更に相當の印紙を貼用すべし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たざるもの又は使用期限未だ尽さざるもの帳數尽きたるとき更に紙數を増加するとを得此場合に於て其帳簿初丁見積金高又は期限の側に其事由及び増加したる紙數を記載すべし

第十五條 証書帳簿に外國貨幣を以て員數を記載するとき内國の幣貨改算したる金高を附記し相當の印紙を貼用すべし

○証券印税

百四十七

○証券印税

百四十八

第十六條 取換せ証書の双方とも相當の印紙を貼用すへし

第十七條 証書に副証書を附せ又ハ裏書等を爲し本証書と効用を異にするもの若くハ金額を増減を生ずるものハ其副書又ハ其裏書も就き更に相當の印紙を貼用すべし

第十八條 此規則を犯し脱税に係るものハ處罰を受くる後証書帳簿の受取人ハ於て相當の印紙を貼用することを得

第十九條 印紙を貼用すべき証書帳簿ハ之を貼用せず若くハ貼用不足する者及ハ手形用紙を用ゐず若くハ不足税の手形用紙を用ゐたるものハ脱税高二十倍の科料又ハ罰金に處す其証書帳簿を受取たるもの亦同し

第二十條 第十八條の場合を除く外第五條の手續を據て消印を爲さず又ハ他の印を以て消印したるものハ印税高十倍の科料又ハ罰金に處す其証書帳簿を受取たるもの亦同し

第二十一條 此規則を犯したる証書帳簿ハ請人證人として加印したる者の各正犯に係る科料罰金の半額に相當する科料又ハ罰金に處す

第二十二條 第八條の証書帳簿の検査を拒みたるものハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二十三條 第十條及ハ第十三條を犯したる者の二圓以上十

○證券印税

百四十九

○證券印税

百五十

圓以下の罰金に處す

第廿四條 第十二條及び第十四條を犯したるもの壹圓以上壹圓九十五錢以下の科料に處す

第廿五條 第七條を犯したるもの所持の印紙及び賣得金を没収し五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第廿六條 前數條の罪を犯したるもの刑法の不論罪及び減輕再犯加重懲罪俱發の例を用ひす

証券印紙規則 終

○郵便條例人民日用節略

郵便條例あるもの其郵便を取扱ふ所の掛り官吏と人民との兩者の爲め又設けたるものにして二百五十條の多きわれ之を全く掲ぐるに於ては彼是錯雜し却て其人民日用の所を知ることに能はざる可し故に今郵便條例の其人民の日用の所のみを解し易く綴り直して俗人の爲めの便に供せんとす

併て郵便の種類は四種の別あり其第一種の封じたる書狀として其第二種の葉書あり其第三種の新聞雜誌として其第四種の書籍、帳簿、各種の印刷物、寫眞、書畫、繪圖、野紙、營業品の見本及雛形あり

葉書の表は税額印あり苟し誤て之れは墨を附くるの又ハ

○郵便條例人民日用節略

百五十一



○郵便條例人民日用節畧

百五十二

表面へいめんの音信文おんしんぶんを書くとき、封ふうしたる書状てがみと同トク取扱とりあつのれ先方せんぽうへ行きて四錢の金を取らるゝものあれば、能く注意ちゅういす可し。

第三種しゆ第四種しゆの郵便ゆうびんの封ふうせること能あたはざるものあり、若し手紙てがみの文ぶんを之れこれも書くとき、封ふうしたる書状てがみと同トク取扱とりあつのれ、其税せいを多く取らるゝことなり。

營業品しやうばいひんの見本みほん及ひな彫形てうけいの雙方りうほう又またの孰れいづの一方いっぽう營業者しやうばいしやを往復わいふくするものに限かぎるものあり、若し雙方りうほう共ともに營業者しやうばいしやに係からざる者あり、若し封ふうしたる書状てがみと同ト様ように取扱とりあつされるものあり。

營業品しやうばいひんの見本みほん及ひな彫形てうけいを除のぞくの外ほか第三種しゆ第四種しゆの郵便ゆうびんの一ツの重量じゆうりやう三百目さんひゃくもくより上うへなるものを出いすこと能あたはず、又また其營業品しやうばいひんの見本みほん及ひな彫形てうけいの一ツの重量じゆうりやう四十八匁しじゅうはちぼんに超こること能あたはざるものあり。

何なんの郵便ゆうびんも其の大おほきさの曲尺まがぢやくにて長なが一尺二寸いちじやくにじゆん幅はら八寸はちじゆん厚あつさ五寸ごじゆんより過こること能あたはざるものあり。

封ふうしたる手紙てがみの二匁にぼんまで二錢の印紙いんしを貼はる可し、其れより上の二匁にぼんづ、増ますべして又また二錢づ、多おほく印紙いんしを貼はるものなり。

第四種しゆ郵便ゆうびんの重量じゆうりやう八匁はちぼん毎ごと々二錢づ、印紙いんしを貼はるものなり、未納税みなふせ又また不足税ふそくぜいの郵便ゆうびん、其の受取人うけとりのにんより其の不足高ふそくたかの二

○郵便條例人民日用節畧

百五十三

○郵便條例人民日用節略

百五十四

倍を徴収せらるゝものなり若し其受取人之を受取ずして差出人よ還すとき其差出人の其通常郵便の三倍を徴収せらるゝものあり

人民より人民よ差出す所の郵便の都合により税先拂にて差出すことを得れども人民より官廳よ差出す郵便の先拂の固より不足税にても差出すこと能はざるものとす

郵便の大抵紛失するの患あるものあれども多く取扱ふものあれば或は萬一紛失の患なしたも言ひ難し故は大切ある物よて萬全を保たんと欲する者の書留郵便に差出す可し此の書留郵便を出すに郵便局に到り其書留を致したる旨を

述べ通常の郵便税の外六錢の手敷料を出す可し然れば決して紛失の患あるものをも但し封表よ書留を記す可し然るときの郵便局より受取証書を出すものあり

他家よ行く可き便郵誤りて我家よ來りしとき其誤り一旨きを下紙に認め之を貼り付け郵便よ出す可し若し誤りて開封したるときは更封して其事由を副書して速のよ之を郵便よ出す可し

我よ來りし郵便ありども配達人より中途よて於之を受取ると能はざるものなり又配達人に依頼して郵便を出すこと能はざるものあり

○郵便條例人民日用節略

百五十五

○郵便條例人民日用節畧

百五十六

書狀の郵便局の手を経ざれば之を送達すること能はず又之が送達を受くこと能はざるものなり去れど送達料を拂はず臨時親族朋友雇人の類を以て其差出人より受取人に直に達するもの及び郵便に依る能はざる事故ありて臨時使を以て其差出人より受取人より直ちに達するもの及び貨物と共に封せずして出す所の添状送状の郵便局の手を経ざるとも亦宜しきものとす

書狀と早く届けんと欲して表に大至急と書くものあれども是れ先方に行きて早く見て呉れとの爲よのあれど別に其郵便が早く行くの爲めにはあらず若く早く遣らんとされば別

配達の郵便を以て之を差出す可し此の別配達の郵便へ書留郵便よあらざれば能はざるものとす別配達は二種あり其一は市内別配達よりて其二は市外別配達あり而して市内別配達の東京西京及び大坂の十錢其他の市内の六錢あり市外別配達の配達郵便局より受取人の住所に至る路程半里毎六錢づゝ増すものとす別配達の皆前金にあらざれば出すこと能はざるものあり郵便より金を出す二ツの道あり其一は金を書狀の内に封ト込んで遣るものよして其二は郵便爲替あり借て金子入の書狀の其の金高三十圓までとし其れより上の入れられぬも

○郵便條例人民日用節畧

百五十七

○郵便條例人民日用節畧

百五十八

のあり其封入の金高の郵便の表に記し封目に四所以上印を捺す可し此の金子入手状の同一の差出人より同一の受取人より差出すもの一日一ツに限るものとす故に孰れ一人別の人があれば一日ふ二通を差出すことを得るものあり此の金子入手状を出さんと欲すれば郵便局より到り其の旨を述べられの員數証書用紙を出して呉れ其の書方を差圖あれば其の差圖より従つて之を書き郵便の封印より用ひたる印判を捺し郵便及び其貨幣送賃と共に之を主務者に出せば印刷したる式紙より郵便局の印を捺し且つ主務者記名調印せる受取証書を下渡すなり若し本人の封印を捺したる金子入れ書状を代

人を以て差出し員數証書に印を捺すとさの之れと同一の印と其の郵便より四所以上添捺す可し  
郵便爲替の郵便局の大小に由り或の之を取扱ふ所と或の之を取扱はざる所あり故に郵便爲替を組んど欲する者の其の郵便爲替をする所の郵便局に至りて之を乞ふ可し爲替も亦金子入書状と同ト一枚の高三十圓までを限りとす但し端數の厘位までとし毛位の出すこと能はざるものあり爲替料の驛遞總官之を定め新聞紙を以て廣告し及び爲替を取扱ふ郵便局に掲示すものあり同一の差出人より同一の爲替人に宛て同一の郵便局より於て拂渡す可し爲替の振出の一日金高

○郵便條例人民日用節畧

百五十九

○郵便條例人民日用節畧

百六十

三十圓より起ること能いざる者どす去れども右三人の中何れ  
の一人異なり二回に出す時の六十圓までの出すことを得可  
し爲替を組の手續の金子入手状を出すの手續と大概同様  
れバ郵便局より就て能く其の手續を聞きて之と出す可し但し  
爲替証書の其差出人より手紙の内より入れて出す可し  
官衙社寺會社より宛てたる爲替金を受取るるときは其爲替証書  
の裏に其官衙社寺會社の名稱を記し其印を捺し且つ之を受  
取る人も亦記名調印す可し爲替金の其報知書に記載る諸件  
を明瞭に答へ能いざる者よ其爲替金を渡さざるものかれ  
バ爲替金を受取り行者の先方より來り手紙を持參す可し

然れバ郵便局の主務者其差出人の宿所姓名を問ふより明  
のよ之を答へ次よ其金高を何程と問ふより又之を答ふ可  
し是は於て金を渡すものなり爲替証書の効用の其の証書の  
日附より百二十日の間とすれば能く注意づけて其日限の切  
れざるうちに取りよ行くべし

右の外驛遞局貯金の事等あれども其事項長くして平常に其  
の用の遠きものなれば茲よ之を畧しぬ

郵便條例人民日用節畧 終

○徴兵令

○徴兵令

百六十一

○徵兵令

第一章 總則

第一條 全國の男子年齢満十七才より満四十才迄の者の總て兵役に服す可ものとす

第二條 兵役ハ陸軍海軍共に常備兵役後備兵役及び國民兵役とす

第三條 常備兵役ハ別ちて現役及び豫備役とす其現役ハ三個年にして年齢満二十歳に至りたる者之に服し其豫備役ハ四ヶ年にして現役を終りたる者之に服す

第四條 後備兵役ハ五個年にして常備兵役を終りたる者之に服す

第五條 國民兵役ハ年齢満十七歳より満四十歳迄の者にして常備兵役及び後備兵役中に在らざる者之に服す

第六條 各兵役の期限已に満ると雖も戰時或ハ事變に際するるとき若クハ臨時に演習或ハ觀兵の擧あるるとき若クハ航海中或ハ外國駐劄中の其期を延すことある可し

第七條 重罪の刑に處せられたる者の兵役に服することを許さず

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵ハ毎年所要の人員に應じ壯丁の身材能職業に従ひ步兵騎砲兵工兵輜重兵及び雄卒職工に區別

○徵兵令

○徴兵令

百六十四

し抽籤ちうせんの法ほふに依り當籤たうせんの者を以て之に充つ

海軍現役兵じんぐんの海軍所要しんぼうの人員じんぐんに應し沿海地方えんかいちほう及び島嶼たうよの

人民じんみんを調査てうさし海軍じんぐんに適てきする職業しごくに従ひ水兵火夫職工等すいへいは

區別くわべつし抽籤ちうせんの法ほふに依り當籤たうせんの者を以て之に充つ但海軍志

願兵ちゆうぼう徵募規則ちゆうぼうきそくも依り就役しゆうえきする者の本令ほんれいの限かぎにあらず

第九條 陸軍雜卒りくぐんざさつの現役期限げんえきかぎの其職務しごくに因りこれを短縮たんしゆくす

ることある可し但常備兵役じやうびへいの全期ぜんきの之をげんすることなし

第十條 年齢ねんれい二十歳にじゅうさいに満たすと雖も満十七歳まんしちさい以上の者の現役げんえきを志願しよくわんすることを得

第十一條 年齢ねんれい十七歳じゅうしちさい以上満二十七歳まんにじゅうしちさい以下にして官立府縣

立學校りつがっこう（小學校せうがっこうを除く）卒業證書そつぎやうしやうしと所持しよくし服役中しよくかうちゆう食料被服じよくかうふく等の費用とうりゆうを自辨じへんする者の願ねんに因り一個年間陸軍現役に服せしむ

其技藝そのぎげいに熟達じゆくたつする者の若干月せうくげつにして歸休きゆうを命めいすることある可し但常備兵役じやうびへいの全期ぜんきの之を減へんすることあり

第十二條 現役中殊ことに技藝ぎげいに熟じゆくし行狀方正ぎやうじやうほうせいある者及び官立

公立學校くりつがっこう（小學校せうがっこうを除く）の歩兵操練料卒業證書ほへいさうれんりょうそつぎやうしやうしを所持しよくする者の其期未だ終らずと雖も歸休きゆうを命めいすることある可し

第十三條 豫備兵の戦時若くは學藝がくげいに際し之を召集せうしゆし常備

○徴兵令

百六十五

○徴兵令

百六十六

隊を充實し又補充隊に編制す平常に在ての技藝復習の爲め毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實查の爲め毎年一度點呼を爲す但海軍豫備兵の技藝復習の爲め召集することあり

第十四條 後備兵の戰時若くは事變に際し豫備兵に次て之を召集し常備兵の後援と爲す平常に在て其技藝復習の爲め召集し及び兵員實查の爲め點呼を爲すこと豫備兵に同之

第十五條 國民兵の戰時若くは事變に際し後備兵と召集し仍は兵員を要するときに限り之を召集し隊伍に編制して

軍役に充つ

第三章 免除及バ猶豫

第十六條 兵役を免除するの疾病又ハ不具等として徴兵検査規則に照し兵役に堪へざる者に限る

第十七條 左に掲ぐる者の徴集を猶豫す但其年補充員不足するときは又ハ戰時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集す

第一項 兄弟同時に徴集し應ずる者の内一人及び現役兵の兄或ハ弟一人

第二項 現役中死没又ハ公務の爲め負傷し若くは疾病よ

○徴兵令

百六十七



○徴兵令

百六十八

第三項 罹り免役したる者の兄或の弟一人

第四項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或の承祖の孫

第五項 戸主痲疾又の不具等にして一家の生計を營むこと能はざる者の嗣子或の承祖の孫

第六項 戸主

第七項 戸主

第十八條 左に掲ぐる者の其事故の存する間徴集を猶豫す

第一項 教正の職に在る者

第二項 官立府縣立學校（小學校を除く）の卒業證書を所持する者にして官立公立學校教員たる者

第三項 官立大學校及び之に準ずる官立學校本科生徒

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

第五項 身幹未だ定尺に満たざる者

第六項 疾病中或の病後の故と以て未だ勞役に堪ざる者

第七項 學術修業の爲め外國に寄留する者

第八項 禁錮以上ある該る可き刑事被告人と爲り裁判未決の者

第九項 公權停止中の者

第十九條 官立府縣立學校（小學校を除く）に於て修業一個年以上の課程を卒りたる生徒の六個年以内徴集を猶豫す

第二十條 左に掲ぐる者の豫備兵に在ると後備兵に在ると

○徴兵令

百六十九

〇徴兵令

百七十

を問はず復習點呼の爲め召集することあり但戰時若くは  
事變に際しては太政官の決裁を経て召集するとある可し

第一項 官吏(判任以上)及び戸長

第二項 教導職(試補を除く)

第三項 官立公立學校教員

第四項 府縣會議員

第五項 官立府縣立醫學校の卒業證書を所持して醫術開  
業の者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふ可からざ  
る技術の職を奉ずる者の太政官の決裁に依て徴集を猶豫

することある可し

第二十二條 左に掲ぐる者の第十七條を照して徴集を猶豫  
するの限に在らず

第一項 附籍戸主及び籍戸主の嗣子或は承祖の孫

第二項 癡疾又は不具等より一家の生計を営むこと能  
はざるに非ず或は重罪の刑に處せられたるに非ずして

嗣子承祖の孫若くは相續人を罷更に定めたる嗣子承祖  
の孫

第三項 年齢六十歳未満の戸主癡疾又は不具等より一  
家の生計を営むこと能はざるに非ず或は重罪の刑に處

〇徴兵令

百七十一

○徴兵令

百七十二

せられたるに非ずして戸主を罷め年齢六十歳以上の者にして其跡を継ぎたる戸主の嗣子或の承祖の孫

第四項 分家又の絶家若しくは廢家を再興したる戸主及び戸主の嗣子或ひの承祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五個年を経ざる者の跡に定めたる嗣子承祖の孫

第六項 筆二項第三項第四項に當る嗣子或の承祖の孫にして戸主癡疾又の不具等にして一家の生計を営むこと能はざるも非ず或の重罪の刑に處せられたるに非ずして戸主を羅め其跡を継ぎる戸主

第七項 年齢六十歳未満の者癡疾又の不具等として一家の生計を営むこと能はざるに非らず或の重罪の刑に處せられたるも非ずして戸主を罷め其跡を継ぎたる戸主

第八項 嗣子承祖の孫又の相續人癡疾又の不具等にして一家の生計を営むこと能はざるに非ず或の重罪の刑に處せられたるも非ずして戸主の死亡跡若しくは戸主を罷めたる跡を継がず他の者にして其跡を継ぎたる戸主

第九項 戸主失踪して五個年を経ざる者の跡を継ぎたる戸主

第二十三條 第十八條 第一項第二項第三項第四項（陸海

○徴兵令

百七十三

○徴兵令

百七十四

軍生徒を除く一第十九條第二十一條に當る者と雖も第三十五條に示したる徴兵各自届出期限即ち九月十六日以後お係る者の徴集を猶豫するの限在らざ

第四章 徴兵區及び抽籤

第廿四條 徴兵區の軍管師管及び府縣の區域に從ふ其軍管に從ふものを軍管徴兵區と爲し師管に從ふものを師管徴兵區と爲し府縣に從ふものを府縣徴兵區と爲す但府縣の管地兩師管に分属するもの師管毎に一區を設く軍管及び師管の徴兵區域の別表に掲ぐ

第二十五條 各鎮臺に屬する歩兵の其師管徴兵區限り其他

の諸兵の其軍管徴兵區限り之を徴集す但現役徴員及び其補充員不足するとき歩兵の他の師管其他の諸兵の他の軍管徴兵區より之を補ふ

海軍及び近衛の諸兵の各軍管徴兵區に配當して全國より之を徴集す

第二十六條 抽籤の各府縣徴兵區限り之を行ふものとす

第二十七條 籤の一郡區毎に籤丁の人撰を以て一名乃至三名の總代人を出して之を抽かしむ

第三十八條 抽籤の法の籤丁の數に應じ籤札に兵種番號を記し籤箱に納れ籤簿掛の面前に置き籤丁名簿の順序に從

○徴兵令

百七十五

○徵兵令

百七十六

ひ其氏名を呼び總代人に之を抽かしめ籤簿掛の抽籤の正否を監し抽き擧ぐる所の番號を高聲よ呼ばしめ其籤札を受取り籤簿に氏名番號を記し籤札の總代人よ交付す

第二十九條 籤の其番號現役徵員の數に滿る迄を以て現役籤とし其餘を以て補充籤とす

第五章 補充員及び豫備徵員

第三十條 補充員の補充籤を抽きたる者を以一個年間之を充つ其期限内現役兵欠員するるとき又ハ戰時若くハ事變に際し兵員を要するるとき其番號の順序ハ從ひ之を徵集す  
補充員の數ハ概ね現役徵員五分の二より少からざるもの

とす

第三十一條 補充員にして其期限内徵集の命あさ者及び第十八條第三項の生徒にして二個年以上の課程と卒りたる者のハ年齢滿二十七歳迄之を第一豫備徵員とす

第三十二條 第十七條に當る者よして其年徵集の命あさ者第十八條第二十一條に當る者にして七個年間其事故の存する者及び第一豫備徵員を終りたる者年齢滿三十二歳迄の之を第二豫備徵員とす但第十七條に當る者第二豫備徵員と爲りたる後六個年間該條に掲ぐる資格と失ひたるときは現役に徵集す

○徵兵令

百七十七

○徴兵令

百七十八

第三十三條 豫備徴員の戦時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集す但第二豫備徴員を徴集するは後備兵を召集するときはに限る

第六章 雜則

第三十四條 毎年一月より十二月迄に年齢満十七歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄に戸主本人戸主なれば自身以下戸主とあるより本人の氏名終籍住所誕生の年月日及び職業を記載の本籍戸長も届出可し

第三十五條 毎年一月より十二月迄に年齢満二十歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄に書面を以て戸主

より本籍の戸長へ届出可し若し届出の後翌年四月十日迄に異動を生じたるときは其事由を詳記し三日以内本籍の戸長へ届出可し但二十歳未満にして現に服役する者の届出るよ及ばず

第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第九條第二十一條に當る者其事故止み及び第三十二條但書に當る異動を生じたるときは其事由を詳記し其年の九月一日より同月十五日迄に戸主より本籍の戸長へ届出可し但九月十六日以後翌年四月十日以前本條に當る者の三日以内に本籍の戸長に届出可し

○徴兵令

百七十九

○徴兵令

百八十

第三十七條 他の府縣に寄留する者其地に於て徴集に應せんを欲するときは其居住する者(戸主)を以て證人と爲し八月十五日迄に戸主より其旨を本管廳に願出可し但三十條の届書の寄留地の戸長より差出す可し

第三十八條 現役兵在營在艦中の定額の日給を與へ服食等と給す

第三十九條 疾病或の犯罪等よて期限に際し入營し難き者の其事由と詳記し其疾病に罹る者の醫師の診斷書を添へ即日戸長より届出可し其事故止むるとき亦同し

第四十條 第三十九條に掲ぐる者其年九月一日に至るも事

故猶止まざるるときは之を翌年廻しの者と爲し翌年更に検査を遂げ他の徴員より先ち徴集す可し但戰時若くは事變の際に兵員を要するときは翌年徴集の期を待たず徴集す

第四十一條 兵役に免れんが爲め身體を毀傷し疾病と作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又の逃亡若くは潜匿したる者又の正當の故なく検査所に參會せず又の第三十五條第三十六條の届出を怠りたる者の抽籤の法を用ひず直に現役に徴集し又の翌年検査を遂げ第四十條に掲ぐる者に先ち抽籤の法を用ひず徴集す

第四十二條 常備現役年期の計算の總て其入營年の四月三

○徴兵令

百八十一

○徵兵令

百八十二

十日(第四十一條又掲ぐる者ハ入營の當日)より起算し豫備役及び後備役年期の計算ハ其定例編入す可き年の四月二十日より起算す但禁錮の刑に處せられ又ハ監視に付せられ又ハ逃亡したる者其刑期中の日數及び逃亡中の日數ハ服役年期に算入せず

第四十三條 第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出を爲さざる者及び検査時日の指定を受け正當の故無く其場所に參會せざる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四十四條 兵役を免れんか爲め逃亡し又ハ潜匿し若クハ

身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲ある者ハ一月以上一年以下の重禁錮又處一三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四十五條 本令施行の爲め又要する規則ハ別又布達を以て之を定む

軍管區管	國名
第 第	武藏ノ内(麴町區 神田區 日本橋區 京橋區 芝區 麻布區 赤坂區 四谷區 牛込區 小石川區 本郷區 下谷區 淺草區 横濱區 荏原郡 南豊島郡 北豊島郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡 橘樹郡 都筑郡 新坐郡 入間郡

○徵兵令

百八十三



○徵兵令

百八十四

第 一		第 二		第 三		第 四	
高麗郡 比企郡 橫見郡 秩父郡 兒玉郡 那珂郡 賀美郡 大里郡 旆羅郡 榛原郡 男衾郡 相模 甲斐 伊豆 上野 信濃ノ内(南佐久郡 北佐久郡 小縣郡 埴科郡 更科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡)		武藏ノ内(本所區 深川區 南葛飾郡 北葛飾郡 南埼玉郡 北埼玉郡) 安房 上總 下總 常陸 下野		陸前ノ内(仙臺區 名取郡 柴田郡) 磐城 岩代 羽前 越後 佐渡		陸前ノ内(宮城郡 黒川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 本吉郡 桃	

第 一		第 二		第 三		第 四	
生郡 牡鹿郡 氣仙郡 陸中 陸奥 羽後		尾張ノ内(名古屋區 愛知郡 葉栗郡 中島郡 海東郡 海西郡 知多郡) 信濃ノ内(東筑摩郡 西筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 上伊那郡 下伊那郡 諏訪郡) 三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊ノ内(南牟婁郡 北牟婁郡)		尾張ノ内(東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡) 美濃 加賀 能登 越中 飛騨 越前		攝津ノ内(東區 西區 南區 北區 東成郡 住吉郡 絶伊ノ内) 和歌山區 名草郡 海部郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 東牟婁郡 西牟婁郡) 山城 大和 河内 和泉 近江 伊賀	

○徵兵令

百八十五

○徵兵令

百八十六

四	第八	攝津ノ内(神戸區)西成郡 島上郡 島下郡 豊島郡 能勢郡 八郡郡 菟原郡 武庫郡 川 邊郡 有馬郡 播磨 淡路 若狹 丹波 丹後 但馬 美作 備前 因幡 伯耆
	第九	安藝 備後 備中 出雲 石見 隱岐 周防 長門
五	第十	阿波 讃岐 伊豫 土佐
	第十一	肥後 日向 大隅 薩摩 沖繩
六	第十二	豊前 豊後 筑前 筑後 肥前 壹岐 對島
	第十三	渡島 後志 石狩 天鹽 北見 膽振 日高 十 勝 釧路 根室 千島
七	第十四	

軍管ハ軍團の諸兵師管ハ師團の諸兵を徵集す徵兵ハ現

今沖繩縣に之よ行ハす北海道に於てハ第七軍管の鎮臺  
を設くる迄函館縣管下函館江差福山三個所を限り之を  
行ハ第二軍管の管轄ハ屬せしむ

徵兵令 終

○徵兵事務條例

〔布達第拾八號〕

十七年七月十九日

徵兵事務條例別冊の通相定む

右布達候事

〔陸軍海軍兩卿連帶〕

○徵兵事務條例

百八十七

○徵兵事務條例

百八十八

(別冊)

徵兵事務條例目錄

- 第一章 徵兵事務官及び其職掌
- 第二章 徵兵検査所及び徵兵署
- 第三章 各自届出
- 第四章 下調
- 第五章 徵員配當
- 第六章 検査準備
- 第七章 検査
- 第八章 抽籤準備
- 第九章 抽籤
- 第十章 簿冊表面調製

徵兵事務條例

第一章 徵兵事務官及び其職掌

第一條 徵兵事務官ハ左の如し

- 一 鎮臺後備軍司令官

○徵兵事務條例

百八十九

○徵兵事務條例

百九十

二 營所後備軍司令官

三 府縣駐在官

四 郡區駐在官

五 醫官

六 府知事縣令

七 府縣兵事課長

八 郡區長

第二條 鎮臺後備軍司令官ハ其軍管内徵兵の事を掌る

第三條 營所後備軍司令官ハ其管内徵集の事を掌り又毎年新兵徵集の際府縣徵兵署を巡行し兵種の規定簿冊の審

査兵役免除の處分を爲し徵集猶豫に係る者ハ府知事縣令と商議し之を裁決す但鎮臺所在地ハ營所後備軍司令官を置かざるを以て鎮臺後備軍司令官其職掌を兼攝するものとする

第四條 府縣駐在官ハ其の府縣内徵集の事を掌り又毎年新兵徵集の際醫官及ハ府縣兵事課長と共に徵兵検査所を巡行し壯丁検査の事を掌る

第五條 郡區駐在官ハ其郡区内徵兵の事を掌り又毎年新兵徵集の際名簿調査の事を掌る

第六條 醫官ハ毎年新兵徵集の際一等軍醫以下軍醫試補

○徵兵事務條例

百九十一